

(3) 北部仏印進駐に関する現地交渉と進駐の実施

1837

昭和15年9月1日

在ハノイ鈴木総領事より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印軍事協定の交渉開始を西原少将提議に對
しドクー総督は未だ本國政府の訓令なしとし
て交渉開始に難色表明について

ハノイ 9月1日後發

本省 9月2日前着

第一九六號(至急、極秘、館長符號扱)

客月⁽¹⁾三十日午後四時西原少将ハ總督ニ面會富永少将携行ノ
軍事協定案ヲ提示シテ之ニ同意ヲ求メタル處總督ハ東京ニ
於ケル交換公文成立ノコトモ知ラス又右軍事協定調印ニ對
スル佛本國政府ノ訓令モ無キニ付前記協定案ニ調印スルコ
ト能ハサルノミナラス之ヲ審議スルコトモ差控ヘタシ尤モ
右ニ付テハ早速「ビシー」政府ニ請訓スヘキヲ以テ本月二
日夕刻迄本件協定案調印方猶豫セラレタシト述ヘタル由ナ
リ右ニ對シ監視團側ニ於テハ總督カ本件交換公文成立ヲ知
ラスト云フカ如キハ不誠意ノ態度ナリトテ若シ二日夕刻迄

ニ我方要求ニ應セサルニ於テハ監視團ノミナラス在佛印居
留民ノ引揚ヲ斷行セサルヘカラスト決定シ直ニ國境ニ在ル
監視員ニ對シテハ交渉ノ模様如何ニ依リテハ引揚クルノ餘
儀無キニ至ルヘク其ノ心構ヘヲ爲スヘシトノ命令ヲ與フル
ト共ニ同日午後五時本官ノ來訪ヲ求メ右事情説明スルト共
ニ居留民ノ引揚ニ付本官ノ同意ヲ求メタリ然ルニ六時頃ニ
至リ前記交換公文成立カ同三十日午後二時[?]ニ行ハレタリト
ノ大本營發監視團宛電報到着セルヲ以テ事實總督カ右成立
ノ事情ヲ知ラサリシコトモ可能ナルヘシトテ幾分和ラキタ
ル氣分トナレリ

次⁽²⁾テ翌三十一日正午西原少将ハ再ヒ總督ヲ往訪シタルヲ以
テ本官ヨリ其ノ結果ニ付質問シタルニ同少将ハ大體ニ於テ
本件協定調印ノ運ヒニ至ルヘシトハ信スルモ萬一ノ場合ヲ
慮リ善處セラレタシト答ヘタリ
又監視團側ニテハ右ノ如キ萬一ノ場合ニ備ヘ明日海防出
港ノ盤谷丸ニ對シ暫ク停船方本一日附ヲ以テ命令セリ
要スルニ前述ノ如キ萬一ノ場合ハ起ラサルヘシトハ思考ス
ルモ若シ監視團一同カ退去スルカ如キ場合ニハ本官トシテ
ハ是ニ從ヒ居留民ノ引揚ヲ斷行スル外途無シト存セラル不

取敢

要領西貢へ轉電セリ

1838

昭和15年9月2日
松岡外務大臣より
在仏国沢田大使宛(電報)

仏印現地交渉を至急開始するよう仏国政府へ

督促方訓令

本省 9月2日午後3時40分發

第四〇一號(大至急、館長符號扱)

西原少將ハ八月三十日及三十一日佛印總督ニ對シ軍事交渉開始方提議シタルモ未ダ本國政府ヨリ訓令無シトテ之ニ應ゼザリシ趣ノ處我方トシテハ交渉即時開始(現地軍ハ本二日中ニ交渉開始セラレザル場合ハ獨立行動ヲ執ルコトアルヤモ知レズト云ヒ居ルモ軍中央ハ之ヲ抑ヘ居レリ)ヲ必要トスル作戰上及外交上諸般ノ事情アルニ付貴使ハ右御含ノ上佛國政府ヨリ佛印總督ニ對シ至急現地交渉開始スベキ旨ノ訓令ヲ發スル様極力御努力相成リ結果回電アリ度尙我軍事的要求ハ事實上佛側ニ於テ凡テ受諾濟ナルニ付右ニ關スル現地取極ノ權限ヲ豫メ佛國政府ヨリ佛印總督ニ與

へ現地交渉開始後ハ個々ノ問題ニ付總督ヨリ本國政府ニ請訓シ我方要求ノ實現ヲ遷延スルガ如キコト無キ様佛側ニ充分念ヲ押サレ度

河内ニ轉電セリ

1839

昭和15年9月2日
在仏国沢田大使より
松岡外務大臣宛(電報)

仏国外相へ仏印現地交渉至急開始方要請した

ところ既に訓令済みであり協定成立前に軍事

行動なきよう回答について

ヴィシー 9月2日午後發

本省 9月4日前着

第七一四號(大至急、館長符號扱)

貴電第四〇一號ニ關シ

二日直ニ「ボウデアン」外相ヲ往訪問電ノ趣旨ヲ申入レタル處其ノ前段ニ關シテハ八月三十一日本使トノ會談後午後六時ニハ訓令ヲ發シタルヲ以テ遅クモ本二日ニハ現地ニ於テ交渉開始セラレ居ルモノト確信スル旨ヲ答ヘ貴電前段ニ付テハ現地取極ノ全權ヲ與ヘタルヲ以テ實現ヲ遷延スルカ

如キコトナキ旨且右ニ付テハ實ハ「ウエイガン」國防大臣ヨリハ相當詳細ニ亘ル訓令ヲ發スルコトヲ主張シタルニ對シ自分(外相)ハ何處迄モ日本軍ト共同作戰ヲ爲ス²⁾趣旨ヲ貫徹シ例ヘハ日本軍受持ノ「セクトウル」ニ對シテ

ハ佛印軍ハ全然手ヲ拔キ之ヲ他ノ地域守備ニ當ラシメ以テ國境地帯秩序維持ノ萬全ヲ期セシメル等兎モ角モ互讓妥協ノ精神ヲ以テ速ニ取極ヲ成立セシムル様國防省側ヲ説得シ其ノ趣旨ニ於テ訓令シタルモノナルヲ以テ若シ日本軍側ニ於テ直ニ行動ヲ開始セラルルカ如キコトアラハ國防省側ヲ硬化セシメ取極成立ニ困難ヲ生スル惧多キニ付右國防省側ニ對スル自分(外相)ノ立場ヲモ斟酌セラレ現地取極成立前ニ行動開始セラレサル様重ネテ(往電第七一〇號)懇請スト述ヘタリ

1840

昭和15年9月3日

在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印側に交渉遷延の態度が見えたため在留邦人の引揚げと九月五日以降の進駐開始を西原少将よりドクー総督へ通告について

ハノイ 9月3日 前10時45分発
本省 9月3日 後5時40分着
第一九七號(極秘、大至急)

往電第一九六號ニ關シ

二日午後八時西原少將ハ富永少將以下同伴總督ヲ往訪シ三十日提出ノ協定案ニ署名方要求シタル處同總督ハ本國政府ヨリ只今訓令接到シタルモ右訓令ハ長文ニテ且解讀不能ノ箇處多數アリ今少シク研究ノ要アルヲ以テ今直ニ回答ヲ爲シ得ス右ニ關シ明三日午前九時ヨリ貴我間ニ交渉ヲ開始シタシト述ヘタルニ依リ同少將ヨリ即時右開始方ヲ求メタルモノニ應セサルヲ以テ豫テ決裂ノ場合ヲ豫想シ用意セル書翰(佛印在住邦人引揚ヲ行ヒ五日以後軍隊ノ進駐ヲ開始スヘキ趣旨ヲ記セルモノ)ヲ手交シタルニ同總督ハ一時間以内ニ或種回答ヲ爲スヘキニ付暫時待タレタキ旨要請シタル趣ニテ同少將一行ハ一旦監視團本部ニ歸還シタリ本官モ同本部ニ赴キ右提案ヲ待チ居タル處十時半ニ至リ同總督ヨリ本國政府ヨリ受ケタル訓令ノ内容ハ協定案中ノ或種條項ト兩立セサルカ如ク見ユルモノアルヲ以テ之ニ關シ協議ヲ開始シタキニ付其ノ時期ヲ示サレタク又本國政府ヨリ正式協

定調印前ハ日本軍隊ノ佛印領内侵入及日本軍艦又ハ運送船ノ佛印港灣入港ヲ許容スヘカラサル旨命令ヲ受ケ居ル旨ヲ記載セル書翰ヲ送付越セリ依テ對策ヲ協議シタル結果即刻交渉開始ヲ要求シ先方修正案ヲ一應檢討シ修正力微細ニテ現地ニ於テ妥協シ得ル程度ナルニ於テハ可ナルモ更ニ佛本國政府ノ指令ヲ仰ク様必要アルニ於テハ交渉ヲ斷然打切り引揚ヲ開始スルコトニ決シ諸般ノ準備ヲ進メツツアリ(二)當館ニ於テハ四日海防入港ノ盤谷丸ニ管内在在者ヲ乗船セシムル様手配スルト共ニ在西貢領事館ニ對シテモ四日西貢入港ノ西貢丸ニテ引揚ヲ行ハシムル様聯絡シ置ケリ(二日午後十二時)

1841 昭和15年9月3日 松岡外務大臣より
在仏国沢田大使宛(電報)

仏印軍事協定案は既に仏国が受諾した内容であり至急現地交渉を妥結するよう仏国政府説得方訓令

本省 9月3日午後7時40分發

第四〇五號(大至急、館長符號扱)

本三日西原少將ヨリ軍側ヘノ入電ニ依レバ同少將ハ二日夜佛印總督ト會見セル處總督ハ同日夕本國政府ヨリ訓令接到セルガ右ハ同少將ノ提案セル現地協定案(河内宛往電第一九六號ノ通佛側ニ於テ事實上受諾ノ旨明言セル我方要求ト其ノ内容同様ノモノ)ト相當相違シ居レリトテ右提案ノ修正ヲ主張シ三日ヨリ交渉ヲ開始シ度キ旨述べタルニ依リ同少將ハ右ノ如キ情況ニ於テ交渉ヲ開始セバ到底短時日ノ間ニ妥結ニ達シ得ズト判斷シ直ニ總督ニ對シ南支派遣日本陸海軍最高指揮官ハ八月三十日東京ニ於テ成立セル日佛兩國政府間ノ取極ニ基キ日本陸海軍ヲ九月五日(電文崩レ或ハ三日ナルヤモ知レズ)以降佛印内ニ進駐スルコトニ決定セル旨ヲ通告セル趣ナルニ付テハ貴使ハ至急佛國政府ニ右ノ次第ヲ傳ヘ佛側ガ此ノ上遷延策ニ出ヅルトキハ我軍ハ既定ノ方針ニ依リ五日(或ハ三日)以降獨立ノ行動ヲ執ルベク斯クテハ交渉ニ依リ本件ノ解決ヲ圖リ來レル兩國政府ノ努力モ水泡ニ歸スベキニ依リ佛國政府ヨリ佛印總督ニ對シ西原少將提出ノ要求内容ハ既ニ佛側ニ於テ受諾濟ノモノナルニ付右ニ基キ直チニ我軍ニ便宜ヲ供スル様訓令方極力御説得相成リ結果回電アリ度

河内ニ轉電セリ

1842

昭和15年9月3日

松岡外務大臣より
在仏国沢田大使宛(電報)

仏印現地交渉に關し日本軍の性急な行動を抑
制し平和的に解決方アンリ大使要望について

本省 9月3日午後10時40分發

第四〇六號(館長符號扱、大至急)

往電第四〇五號ニ關シ

「アンリー」大使ハ三日大橋次官ヲ來訪現地日本軍代表者
ハ佛印總督ニ對シ三日夜半迄ニ満足ナル回答ナキ場合ハ五
日以降兵ヲ進駐セシムヘシトテ最後通牒ノ如キ要求ヲナシ
タル趣ニテ自分トシテハ心配シ居ル處若シ日本側カ軍隊ノ
早急ナル行動ヲ差控ヘシムルコトヲ約セララルニ於テハ自
分モ直ニ本國政府ニ對シ現地交渉ヲ急速妥結セシムル様進
言スヘシト述ヘタルニ依リ次官ハ現地軍トシテハ東京ノ交
渉手間取りタル爲痺^{シビレ}ヲ切ラシスル態度ニ出タルモノト思考
スルモ本件ヲ平和的ニ處理スル意味ニ於テ自分トシテ最善
ノ努力ヲナスヘキニ付貴使ニ於テモ至急現地取極ヲ成立セ

シムル様本國政府ヲシテ佛印總督ニ訓令方取計ハレ度ト要
求セル所大使ハ之ヲ諾シ急キ辭去セリ

1843

昭和15年9月4日

在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印当局が軍事協定に關する対案提示について

ハノイ 9月4日前發

本省 9月4日後着

第一九九號(大至急、極秘、館長符號扱)

往電第一九八號ニ關シ

一、西原少將ハ富永少將同伴前日ノ打合ニ基キ本三日午前九
時司令官ト會見ノ筈ナリシ處ニ日夜ノ「コンミュニケ」
ノ次第アリタル趣(往電第一九八號後段參照)最早會見ノ
要無キモノト認メ其ノ旨ヲ先方ニ通報シタルニ司令官ヨ
リ對案ノ用意整ヒタリトテ午前十時來訪方要請アリタル
ヲ以テ指定ノ時刻ニ(脱?)肝腎ノ本問ニ觸レス前記「コ
ンミュニケ」カ多大ノ動搖ヲ惹起シタルニ付右ハ雙方ノ
誤解ニ基キタル旨ノ共同ノ聲明ヲ發表シタク又昨夜「ヴ
イシー」政府ニ交渉決裂ヲ電報シタルニ付自分ハ最早全

權ヲ有セス更ニ交渉ヲ行フ爲ニハ改メテ本國政府ヨリ授權セラルルノ要アリト述ヘタルニ付同少將ハ右共同聲明申出ヲ拒絕セリ然ルニ先方ハ對案作成中ニテ至急提出シ得ル用意アリ且本件ニ關シ總督ト面會セラレタキ旨附言シタルニ依リ同少將ハ午前十一時總督ト會見シ一先ツ先方對案ヲ待ツコトニ打合セタル處右對案ハ夕刻漸ク送付シ越シタルニ依リ改メテ會見ヲ司令官ニ申込ミタル處疲勞ヲ理由トシテ明四日午前九時迄右延期方返答アリタル趣ナリ

二、西原少將本官限りノ含ミトシテ右對案ハ大體我方提案ヲ容認シ居レルカ未タ河内附近ニ於ケル飛行場ノ使用及進駐開始ノ時期ニ關シ一致セサル點アルモ大體妥結ニ至ルヘキ見込ナリト語レリ爲念先方トノ驅引上依然引揚準備ヲ其ノ儘繼續シ協定成立ヲ待チ一齊ニ之ヲ中止シタキニ付各方面ヲ其ノ含ミニテ指導アリタキ旨吳々モ依頼アリタルヲ以テ在留民ノ問合ニ對シテハ其ノ趣旨ニテ應酬シ居レリ

三、在留民收容ノ爲監視團海軍部ヨリ運送船二隻廻航方手配シタル處四日夜武洋丸海防二、五日朝東洋丸西貢ニ入港

ノ豫定ナリ

1844

昭和15年9月4日

在仏國沢田大使より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印現地交渉を至急妥結するよう仏国外相説

得について

ヴィシー 9月4日後発

本省 9月5日前着

第七一五號(大至急)

貴電第四〇六號ニ關シ(佛印問題)

四日早朝「ボードアン」外相ヲ往訪シ現地取極交渉ニ關スル貴方電報ハ八月三十一日晚發セラレタリトノコトナルニ拘ラス九月三日ニ至ルモ現地ニ於テ交渉開始セラレサルハ其ノ意ヲ解セスト詰リタルニ同外相ハ實ハ右訓令ハ遲着シ漸ク二日晚ニ至ツテ到着シタル趣ニテ佛印總督ニ於テハ「ゼネラル、マルタン」ヲ委員ニ任命シ日本軍側ニ對シ三日朝ヨリ交渉ヲ開始センコトヲ申入レタルニ對シ西原少將ヨリ交渉ノ必要ヲ認メストテ書物ヲ提示シテ十二時間ノ期限ヲ以テ之ニ調印センコトヲ求メラレ應セサルニ於テハ五

日ヨリ軍事行動ヲ開始スヘキ旨ノ通告アリタル趣
 昨三日夜電報ニ接シ驚キタル次第二テ斯克テハ折角東京ニ
 於テ友好ノ精神ヲ以テ成立シタル取極ヲ最後ノ瞬間ニ打破
 シ豫テ度々御願シ置キタル佛國ノ面子丸潰レトナル次第二
 テ佛印トシテモ面目上息リ立ツカ如キコトアリテハ兩國ノ
 爲面白カラサル結果ヲ誘致セサルヤ甚タ懸念シ居ル次第ナ
 リ依テ本使ハ(貴電第四〇五號ハ前半ノミシカ接到シ居ラ
 ス)日本軍トシテハ東京交渉遅延ノ爲行動ヲ起サントシテ
 ヨリ一箇月ヲ待ツコトヲ餘儀ナクセラレ其ノ取極成立後四
 日ヲ經ルモ貴地現地官憲ニ於テ交渉ニ應セサル爲今回ノ措
 置ニ出テタルモノト目セラレ責ハ佛印官憲側ニ在リト言ハ
 サルヲ得スト述ヘタルニ
 同外相ハ右ハ全ク昨今通信關係不便ノ爲訓令遲着シタルニ
 依ルモノナルヲ以テ之ヲ諒トセラレタク折角今日迄友好
 (二語不明)裡ニ話合ヲ續ケ來リシモノナルヲ以テ日本軍側
 ニ於テモ今少シノ忍耐ヲ示サレ最後通牒トカ踏付ケトカ云
 フ形ニナラス何所迄モ表面ハ双方合意ニ依リテ取極メラレ
 以テ行動開始セラレタリト云フ形ニナル様東京ニ於テノ御
 斡旋ヲ希望スル旨ヲ繰返シタルニ依リ本使ハ右ハ本國政府

ニ取次クヘキモ貴方現地官憲ニ於テモ此ノ際些末ノ文句ヲ
 云ハス速ニ取極ヲ成立セシムル様重ネテ訓令セラレンコト
 希望ニ堪ヘスト述ヘ置キタリ

1845

昭和15年9月4日

在仏国沢田大使より
 松岡外務大臣宛(電報)

仏印軍事協定案は既に仏国が受諾済みのもの
 であり至急現地交渉妥結方仏印当局へ命令あ
 るよう仏国外相説得について

ヴイシー 9月4日後発

本省 9月5日後着

第七一七號(大至急、館長符號扱)

四日正午貴電第四〇五號全部接到ト共ニ再ヒ外相ヲ往訪シ
 先刻ハ現地交渉ニ關スル貴方訓令發送ノ遅延ヲ詰問シタル
 次第ナルカ只今接到セル東京ヨリノ電報ニ依レハ問題ハ貴
 方訓令ノ内容ニ係ルモノナルコト明カニナレリ即チ貴方ニ
 於テ事實上受諾シタル我方要求ト貴方訓令トノ間ニ相當ノ
 相違點アリテ斯ル狀況ニ於テハ交渉ヲ開始スルモ到底短時
 日ノ間ニ妥結ニ達スルヲ得ス然ルニ軍トシテハ既ニ一ヶ月

以上忍耐ヲ重ネ八月三十日東京ニ於ケル取極成立以後ニ於
テモ既ニ數日ヲ經過シ居ルニ鑑ミ最早猶豫スルヲ許ササル
事態ニ立到リタルヲ以テ

我方トシテ東京取極ニ基キ九月五日以降佛印ニ進駐スヘキ
旨通告スルニ至リタルモノニシテ右ノ如ク隱忍ニ隱忍ヲ重
ネテ到達シタル決定ナルヲ以テ最早之ニ依リテ行動スル外
ナキ次第ナリ他方今回西原少將提出ノ要求内容ハ既ニ貴方
ニ於テ承知濟ノモノナルニ付テハ旁今日迄ノ兩國政府ノ努
力ヲ土壇場ニ至リテ水泡ニ歸セシメサル爲折返シ佛印總督
ニ對シ速ニ我方要求ニ從テ我軍ニ便宜ヲ供與スル様訓令セ
ラレンコトヲ切望スト述ヘタルニ同外相ハ折角今日迄友好
精神裡ニ進ミ來リタル話合ヲ最後ノ場面ニ於テ打チ壞スコ
トノ残念ナルカ
全ク同感ニシテ此ノ際遷延策ヲ採ルカ如キハ毫末モ考ヘ居
ラサル次第ハ貴大使ニモ屢々御話シタル通りナルニ付日本
側ニ於テモ更ニ切メテ茲二十四時間ノ忍耐ヲ示サレ最後迄
話合ニ依リテ纏マリタリトノ形ヲ整ヘシメラルル様御取計
方切望ニ耐ヘス幸ヒニ三日夜河内發只今一時間前ニ到達シ
目下解讀中ナル佛印總督ヨリノ電報ニ依レハ話合本朝ヨリ

再開ノ見込ミナル趣ナリ右話合サヘ開始セラレハ必ス何
等カ妥結ニ達シ得ルモノト信シ居ル旨ヲ答ヘタルヲ以テ本
使ヨリ右ハ誠ニ結構ナル報道ナルカ然ラハ尙更右交渉ヲ速
ニ纏メシムル様直ニ重ネテ佛印總督ニ訓令等發セラレンコ
トヲ望ムト述ヘ再度念ヲ押シタルニ外相モ然スヘキ旨ヲ約
シタリ

1846

昭和15年9月4日

在ハノイ鈴木総領事より
松岡外務大臣宛(電報)

西原少將とマルタン仏印軍司令官の間に軍事

協定成立のための基礎事項調印について

付記 昭和十五年九月四日調印

右基礎事項

ハノイ 9月4日後発

本省 9月5日前着

第二〇一號(大至急、館長符號扱)

往電第二〇〇號ニ關シ

本日午後八時四十五分西原少將ト「マルタン」司令官トノ

間ニ協定調印ヲ了シタリ

尤モ先方ハ支那側ニ洩レ支那側カ敵對行爲ニ出ツルコトヲ極度ニ懸念シ居リ若シ本協定カ漏洩シタル場合ニハ之ヲ無効ニスル條件ニテ署名シタリ

編注 「日本(東京)時間午後十一時」との書き込みあり。

(付記)

在「ハノイ」南支派遣日本陸海軍最高指揮官代表

ト印度支那軍最高指揮官トノ間ノ軍事協定成立ノ

爲ノ基礎事項

本基礎事項ハ佛國政府ノ訓令ニ基キタルモノニシテ此訓令ハ昭和十五年九月三日日本陸海軍代表ニ通告セラレタルモノナリ

(一) 總論

開始スヘキ交渉ハ相互ノ友誼及ビ信頼ノ表現ノ下ニ行ハルルヘキモノナリ

特ニ佛國陸軍當局カ日本軍ノ諸部隊或ハ施設ヲ保護スルコトヲ承諾スル度毎ニ日本當局ハ約束ヲ履行セントスル佛國側ノ意志ヲ納得スルヲ要ス

佛國政府カ日本ニ對シ與ヘントスル特種ノ便宜供與ハ如何ナル場合ニ於テモ軍事的占領ノ性質ヲ有セス尙其便宜供與ハ作戰上ノ必要ニ嚴ニ制限セラルルモノトシ且佛國陸軍官憲ノ仲介ト其監理ノ下ニ行ハルルモノナリ

上陸地點トシテ選定セル海岸地點ト作戰地帯トノ間ニ於ケル通過ハ自由ナルモ如何ナル場合ニ於テモ出發地點ト此ノ作戰地帯トノ間ニ於テ部隊ハ永駐セサルモノトス

(二) 基礎原則

日本軍ハ兵種ノ如何ヲ問ハス佛軍最高指揮官ノ特別ノ許可アル場合ノ外、「ハノイ」ニ進入セサルモノトス

日本軍ノ行動ハ「ルージュ」河北側ノ地域ニ限定ス
作戰地帯内ニ於テハ佛國ノ行政軍事諸機關ハ其位置ニ留リ又其ノ總テノ權限ヲ保有ス、土着民トノ關係(接觸)ヲ生スル場合ニ於テハ必ス前記諸機關仲介ニヨリ行ハルルモノトス

日本軍地上部隊ニシテ東京地方ニ同時ニ存在スル兵力ハ戰鬥員及ヒ非戰鬥員ヲ通シ如何ナル場合ニ於テモ現在東京地方ニ於ケル動員兵力ノ三分ノ二、即チ二萬五千ヲ超ユルコトナシ

日本軍ハ左ノ事ヲ約ス

一、其人員及資材ノ輸送、宿營、施設ニヨリ生スル總テノ經費ヲ擔ス

二、日本部隊ノ存在及施設竝ニ其レニ依リ起ルコトアル支那側或ハ日本側ノ總テ戰爭行爲ニヨリ印度支那領土内ニ生スル損害ヲ印度支那政府及個人ニ賠償ス

(三) 作戰基地

日本軍當局ハ右ニ述ヘタル作戰地帯内ニ於テ一或ハ數箇ノ作戰基地ヲ選定スルモノトス

作戰諸基地ノ位置左ノ如シ

イエヌ、バィーチュイエヌ、カン

Yen Bay

Tuyen Quang

タイヌ、クイエヌ—ケブヲ連ヌル線(此等ノ住民地ヲ

Thai Nguyen

Kep

含ム)ヨリ北及ヒ北東ニ亘ル地域

日本軍當局ハ次ノ條件ノ下ニ其選定セル一或ハ數箇ノ作戰基地ヲ選定スル爲完全ナル自由ヲ有スルモノナリ即チ佛國當局ハ基地ノ監理ヲ行ヒ個人ノ蒙ルヘキ損害ヲ嚴重ニ制限シ其損害ノ賠償ヲ直チニ請求スルモノトス

選定上陸地點ハ「ハイフオン」トス此港ハ作戰基地タルヲ得ス、上陸地點ハ一地點トシ軍隊及ヒ資材ノ揚陸後ハ最短

期間内ニ解放セラルヘシ

(四) 交通線

作戰ノ爲日本當局ハ左ノ線ヲ利用シ得ヘシ

鐵道

ハイフオン—ジアラム

Haihung

Giaram

ジアラム—ランソン

Giaram

Langson

ジアラム—ラオカイ

Giaram

Lao Kai

道路

ハイフオン—ジアラム

Haihung

Giaram

ジアラム—ランソン

Giaram

Langson

ジアラム—エンバイ

Giaram

Yen Bay

時宜ニ依リ佛軍最高指揮官ノ特別諒解ヲ求メタル上、左ノ線ヲ利用シ得ヘシ

ヂヤラム—タィングエン—カオバン—チュエンカング—

ハチヤン道

Hachuan

Tainguang

Caoban

Tuyen Quang

然レドモ作戰ノ要求ニ從ヒテノミ又輸送隊ノ行動ニ必要ナル期間中ノミ右ノ諸道路ヲ利用シ得ルモノトス

此ノ輸送ノ實施方法ハ日佛陸軍當局ノ合意ニ依リ規定セラルルモノトス右經路ノ決定及ヒ一或ハ數箇ノ作戰基地ニ到ル爲ノ許可賦與ノ資格アルモノハ佛軍最高指揮官ノミトス交通路ノ警戒ハ決定セラルヘキ地區ニ從ヒ佛國若クハ日本

國ノ兵員ニ依リテ確保セラルヘシ

「ハイフォン」ヨリ選定作戰基地ニ到ル部分ノ監視ハ佛軍部隊ニヨリ行ハルルヲ原則トス

(五)空軍兵力

「ルージユ」河北方ニ位置シアル三飛行場(即チ「フウトー」Fourtoe)

「ヴィヌ、イエヌ」Vinh Yen「ラオカイ」ハ日本空軍之ヲ使用シ設備

スルヲ得此等飛行場ノ警備ノ爲、充當スル兵力ハ嚴密ニ最

少限度ニ減セラレ且ツ此ノ兵力ハ日佛兩軍當局間ノ双方合

意ニヨリ決定セラルヘシ

佛國當局ハ飛行禁止地域及領空ニ於ケル飛行規則ヲ決定ス

ルモノトス

佛軍當局ハ作戰地帯外ニ於ケル飛行機ノ行動ニツキ二十四

時間前ニ通告ヲ受クルモノトス

(六)軍艦及輸送

日本陸軍部隊ノ人員及資材ノ揚陸ハ運送船ニ依リテノミ實

施セラルヘシ

此等ノ運送船ヲ護衛スル軍艦ハ「ドソン」——「アツポワ

ヌ」ヲ連ヌル線ヨリ六哩以内ニ接近シ得サルヘシ

然レトモ水雷艇級ヲ超エサル日本軍艦一隻ハ「ハイフォ

ン」ニ入港シ前記諸條件ニテ同港ニ留マルコトヲ得

佛國當局ハ日本軍輸送船團ノ到着及上陸スヘキ兵員ニツキ少クトモ二十四時間以前ニ通告ヲ受クルモノトス

岸壁ニ横付セラルヘキ船舶ノ數ハ日本當局トノ合意ノ上制

限セラルルモノトス、使用セラルル港灣施設ノ數モ亦同様

ニ制限セラルルヘク又此等ノ施設ノ使用力永久的ニ亘ラサル

コト勿論ナリ

日本輸送船ノ碇泊位置ハ双方合意ノ上規定セラルヘシ

印度支那沿岸ニ於ケル船舶ノ補給ハ嚴密ニ制限シ且雙方ノ

合意ニ依リ限定セラレタル碇泊港灣ニ於テノミ實施セラル

ヘシ

(七)無線電信

野戰用無線ノ外、強力ナル固定無線ノ印度支那領土ニ於ケ

ル設置ヲ行ハス

船舶用無線ハ此ノ限りニ非ス東京州海岸ト海南トノ間ノ海

底電線ノ敷設問題ハ別個ノ研究問題トス

(八)重要注意事項

最後の協定カ双方ニヨリ署名セラレザル限り又本協定ノ效力發生期日カ決定セラレサル限り日本地上、海上及空中兵

カハ印度支那ノ領土ニモ領空ニモ進入スルヲ得ス日本陸海軍代表ニ依リ與ヘラレタル同意ニヨリ威壓的性質ヲ呈スル何等ノ行爲モ行フヲ得ス
左ノ事ヲ威壓的行爲ト見做ス

國境ヲ超ユル爲ノ總テノ企圖

印度支那領土ノ近クニ於ケル部隊ノ總テノ集合

(註)佛印侵入ノ目的ヲ以テ現在以上ニ兵力ヲ集結セサルノ意ナリ

沖合ニ於ケル軍艦或ハ輸送船ノ行動

領空飛行、但特別ノ許可アル時ハ此ノ限りニ非ス

前記諸條件カ日本軍ニヨリ遵守サレサル場合ニハ佛軍最高司令官ハ開始シタル交渉ヲ斷チ且再ヒ行動ノ自由ヲ取ルニ至ルヘシ

本注意中ニ定メタル基礎諸事項ヲ最後の協定ノ署名ノ時迄嚴秘ニ附スル事ヲ要スルコトモ勿論ナリ

日本當局カ此ノ祕密ヲ破ルコトハ佛國當局ニヨリ一ツノ威壓方法ト見做サレ且、前記諸結果ヲ惹起スルナラン

昭和十五年九月四日

於「ハノイ」

署名

南支派遣日本陸海軍最高指揮官代表

西原少將

佛領印度支那軍最高指揮官

マルタン將官

1847

昭和15年9月7日

在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印軍事協定に関する基礎事項調印に次いで
現地細目協定の交渉を開始したところ日本軍
の越境事件発生し交渉中断について

付記 昭和十五年九月九日付移牒、南支那方面軍発

信電報

右越境事件詳報

ハノイ 9月7日後発

本省 9月8日前着

第二〇五號(大至急、極秘)

蓑田ヨリ

一、四日調印ノ軍事協定ニ關スル細目協定ハ大體六日中ニモ

成立ノ見込ナリシ趣ノ處同日朝「ランソン」前面ニテ一小部隊ノ越境事件發生シタル爲總督ハ七日午前西原委員長ニ對シ軍事協定第八項(細目協定成立迄一切ノ威嚇的行爲ヲ差控ヘ右違反ノ場合ハ協定自身ヲ無効トス)ヲ援用シ今後執ルヘキ態度ニ付本國政府ニ請訓シタルニ付回訓アル迄一應交渉ヲ中止シ度シト述ヘタリ

三、右ニ對シ委員長ハ右越境事件カ未タ軍事協定ノ成立ヲ知ラサル一前線部隊ノ獨斷ニ基クモノニシテ決シテ日本軍憲ノ意思ニアラスト釋明シタルモ先方ノ態度ニ變化ナカリシニ依リ委員長ハ然ラハ自分トシテハ最早事態匡救不可能ナリト應酬シタル趣ナリ(尙富永少將一行ハ右會見後當地ヲ引揚ケタリ)

三、右事情及從來ノ交渉經過ニ鑑レハ先方ハ交渉遷延ニ之努メ居ルモノト斷セサルヲ得ス而シテ先方カ斯ノ如キ態度ヲ執ルハ第三國關係ヲ始メトシテ他ノ諸原因ハ之アルヘキモ大體ハ日本軍佛印進駐ニ依リ必ス支那軍ノ侵入ヲ招クヘキカ右ノ場合何等日本ヨリノ保障ナキ現狀ニ於テハ馬鹿ヲ見ルハ佛印ノミナルヘシト思料シアルニ依ルモノト思料セラルルニ付テハ

右ノ點ニ關シ何等先方ヲ安堵セシメ得ハ兎モ角右ニ觸レ⁽²⁾スシテ交渉ヲ進ムル爲ニハ此ノ際最惡ノ場合ニ處スル決意ヲ固メ中央ニ於テハ佛國大使ニ通達スルト共ニ現地ニ於テハ政府ノ名ニ於テ居留民引揚ヲ命令スル等斷乎タル措置ヲ採ル以外打ツ手之ナシト存セラル

四、委員團ニ於テ内々引揚ノ準備ヲ進ムルト共ニ先方カ交渉再開ヲ通報越ス場合ニモ先ツ以テ日本軍進入ノ時日ヲ確定シ細目協定ハ右時日迄ニ必ス成立セシムヘキ確約ヲ取付クルニ非サレハ之ニ應セサル意嚮ナリ

右不取敢

(付記)

電報 昭和一五、九、九

南支軍

鎮南關附近越境ノ件詳報

一、越境部隊

歩兵約一大隊

二、行動ノ概要

大隊長ハ五日二十時獨斷ヲ以テ命令ヲ下達シ六日十時部

隊ヲ鎮南關ニ集合セシメ同時出發主力ヲ以テ南部鳳杯。村ヲ一部ヲ以テ同地東方國境ヲ十一時三十分越境ス十二時頃主力ヲ以テ「ドンダン」西方高地(國境ヨリ約八百米)一部ヲ以テ「ドンダン」北方高地(國境ヨリ三、四百米)ニ進出中食ヲ行ヒ十三時頃佛國側守備隊長某中佐、某少佐、通譯一トノ會見ニ依リ後退ニ決ス、十三時三十分頃後退ヲ開始シ同時頃「メヌラー」少將及全會見者ト會見十四時過ギ部隊ハ完全ニ國境内ニ後退シ十五時三十分鎮南關ニ集結ヲ終リ十八時頃佐藤大佐ト會見ス

編注 本電報は受信者が記されていない。

1848

昭和15年9月10日 松岡外務大臣より
在仏国沢田大使宛(電報)

日本軍仏印進駐開始の際の発表振りにつきア
ンリ大使と合意成立について

別電 昭和十五年九月十日發松岡外務大臣より在仏

国沢田大使宛第四一八号

右発表案

第四一七號(至急、極秘)

本省 9月10日後9時10分發

一、佛印問題ニ關スル取極ニ關シ何等ノ發表ヲモ行ハサルトキハ我軍佛印進駐ノ場合蔣又ハ第三國ヨリ日本ノ侵略云々宣傳スヘキニ付適當ノ機會ニ或程度實情ヲ發表スルコト可然ト思考シ先般「アンリー」大使ヲ通シ佛側へ提示シ置キタル發表案ニ付佛側ニ於テハ東亞新秩序建設及支那事變解決云々ノ字句ヲ避ケ度シ領土保全及主權尊重ノ點ヲ明記セラレ度シ(日本側カ之ヲ承諾セハ佛側ハ軍事の便宜供與ノ點ヲ明記スルコトニ同意スヘシ)等主張シ種々折衝セルカ「アンリー」大使ハ九日本大臣ニ對シ領土及主權尊重ノ明示ヲ肯ンセラレサルトキハ日本ノ意圖ニ關シ疑惑ヲ懷カシムヘシトテ是非共右承諾方懇請セルニ依リ本大臣モ之ニ同意シ我軍進駐開始ノ直後要領別電第四一八號ノ發表ヲ日佛双方ニ於テ行フコトナレリニ、尙其ノ際本大臣ヨリ我方ハ現地交渉ノ速ナル妥結ヲ期待シ右發表文ニ付テモ讓歩ヲ敢テセルニ拘ラス現地佛側ハ種々辭ヲ設ケテ遷延ヲ策シ居ル如キ印象ヲ受ケ居ルニ付速ニ交渉ヲ最終的ニ妥結セシムル様佛印總督ヲ督促セラ

レ度シト云ヒタルニ大使ハ迅速妥結ノ要アル點ニ付テハ
全然同感ナリト述ヘ居タリ

三、本件解決是レ以上遷延スルトキハ不測ノ事態ヲ惹起スル
ノ虞アルニ付貴使ハ佛印總督ヘ急速妥結方訓令アル様至
急佛側ニ申入レラレ度シ尙若シ先方六日ノ越境事件ニ言
及シタル場合ニハ右ハ事情ヲ知ラサル一小部隊ノ誤解ニ
基クニ過キス既ニ現場ニテ圓滿解決セル次第ナルニ付之
ヲ口實トシテ現地交渉ヲ遷延セシムル理由ナキ旨應酬セ
ラレ度

別電ト共ニ河内ニ轉電セリ

(別電)

本省 9月10日後8時30分發

第四一八號(至急)

支那事變解決及東亞新秩序建設ニ資スル目的ヲ以テ佛印ニ
關スル基礎的話合ハ去ル八月中東京ニ於テ松岡大臣「アン
リー」大使問ニ友好的精神ヲ以テ行ハレタルカ日本ハ極東
ニ於ケル佛國ノ權益特ニ佛印ノ領土保全竝ニ同聯邦ノ全部
ニ對スル佛國主權ヲ尊重スル意嚮ヲ有スル旨ノ保障ヲ佛國

ニ與ヘ佛國ハ佛印ニ於テ日本陸海軍ニ對シ作戰行動遂行上
必要ナル特殊ノ諸便宜ヲ供與スヘキコトヲ承諾セリ
右軍事上ノ便宜供與ニ關スル具體的決定ヲ行フ爲河内ニ於
テ行ハレ居タル日佛軍當局間ノ話合ハ何月何日圓滿妥結セ
リ

1849

昭和15年9月11日

松岡外務大臣より
在ハノイ鈴木總領事、在タイ淺田(後
介)臨時代理公使宛(電報)

仏印に對するタイの失地回復要求を抑制方ア
ンリ大使がわが方へ要請について

本省 9月11日後9時0分發

合第二〇一八號(極秘)

十一日佛國大使次官ヲ來訪最近「タイ」國軍事「ミツシヨ
ン」河内ニ至リ日佛印交渉ノ模様ヲ尋ネタルニヨリ佛印側
ヨリ交渉ノ一部ヲ話シタルニ「タイ」側ハ日本軍佛印進駐
ノ場合「タイ」國軍モ佛印ニ進入スベキ旨述ベ其ノ後盤谷
ニ於テハ失地回復ノ「アジ」ヲ行ヒ支那側モ亦佛印進入ノ
模様アリステハ收拾出來ザル事態トナルニ付日本政府ヨリ

「タイ」側ニ對シ右企圖ヲ思ヒ止ル様斡旋方申出タリ依ツテ次官ヨリ我方ハ佛印側ガ現地交渉ヲ遷延シツツアリトノ印象深キ處我方ガカカル勸告ヲ爲サバ佛側ハ現地交渉ヲ促進スルヤト問ヘルニ大使ハ佛側遷延ノ意思ヲ否定シ「タイ」側ガ思止マラバ現地交渉ハ促進スルモノト考フルモ保障ハ出來ザル旨述ベタルニヨリ次官ヨリ此點政府ニ確メラレ度キ旨述ベタルモ大使ハカカル時間ノ餘裕モ無シト頻リニ「タイ」へ勸告アリ度キ旨繰返ヘセリ

本電宛先 河内、バンコク

1850

昭和15年9月11日
在仏国沢田大使より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印現地細目協定の妥結を仏国外相へ要請に
ついて

ヴィシー 9月11日後発
本省 9月12日夜着

第七三六號(至急)

貴電第四一七號ニ關シ(佛印問題ニ關スル件)

十一日午後原田ヲシテ「ポウドアン」外相ヲ往訪セシメ御

訓令ノ趣旨ヲ申入レシメタル處「ボ」ハ昨日正午迄ニ現地ヨリ到達シタル電報ニ依レハ西原少將ト總督側ノ話合ハ友好的ニ進行シ居ル趣ナリシヲ以テ安心シ居リタル次第ナリ本件妥結ノ急ヲ要スルコトニ付テハ全然同感ナルヲ以テ豫テ右ニ關シテハ佛印當局ニ訓令シアリ然モ如何ニ急速ヲ尊フトハ言フモ遮ニ無ニ何テモ彼テモ調印スルト言フ譯ニハ行カサルハ申述フル迄モナク殊ニ五箇師ノ支那軍力待機中ノコトナレハ日佛軍事當局ニ於テモ充分是等ノ點ヲ考慮ノ内ニ入ルル必要モアルヘク

何分遠隔ノコトニモアリ自分ニモ詳細ノコトハ判ラサルニ付出來ル丈現地交渉ニ委シタク旁暫ク交渉ノ經過ヲ待ツコトト致度シト述ヘタルヲ以テ原田ヨリ東京ニ於テ今次日佛交渉ノ發表ニ關シ合意ニ達シタル此ノ際現地ニ於テモ急速妥結ヲ急キ以テ無用ノ誤解又ハ事件等ノ發生等ヲ避クルコト緊要ナル旨重ネテ強調シタルニ「ボ」ハ自分ノ承知シ居ル限りニテハ現地ニ於テ種々ノ「プロジエ」論議セラレ居ルモ未タニ兩國代表ヲ満足セシムルニ至ラサル由ナルカ御申入ノ次第ハ全ク同感ナレハ

此ノ上共努力シ見ルヘシト述ヘ越境事件ニ關シテハ何等觸

1 仏印ルート

レサリシ趣ナリ

次テ「ボ」ヨリ今日夕刻顧維鈞來訪スル豫定ナルカ自分ハ支那側ニ對シテハ先般ハ事件迄發生セルヲ以テ率直ニ二日間ノ交渉ハ友好的ニ進行中ニシテ近日何等カノ發表ヲ見ルニ至ルヘキ旨説明スル積ナリト述ヘ又先般「タイ」側カ印度支那領土内ニ日本軍進駐ノ場合ニハ自國モ亦軍ヲ進ムヘキ旨ノ「ピラ」ヲ撒布シタル事件アリタルカ「タイ」國ニ對シテハ日本側ヨリ可然ク抑制シ頂ク様「アンリー」大使ニ訓令濟ナル旨述ヘ居リタリ

1851 昭和15年9月12日 松岡外務大臣より
在タイ浅田臨時代理公使宛(電報)

仏印に対するタイの失地回復要求に關し日本

軍の関与をアンリー大使指摘につき事実關係查

報方訓令

本省 9月12日後9時20分發

第一九四號(極秘、館長符號扱)

往電合第二〇一八號ニ關シ

十三日次官ヨリ佛大使ノ來訪ヲ求メ(一)「タイ」ノ態度ノ問

題ト日本對佛印ノ問題トハ何等關係無シ(二)佛印總督ハ殊更ニ遷延策ヲ弄シ居ル處「ヴィシー」政府ハ果シテ總督ヲ完全ニ統制シ其ノ行動ニ對シ責任ヲ負ヒ得ルヤ直ニ政府ニ問合ハサレ度シト述ベタルニ大使ハ十二日「バンコック」ヨリノ電報ニ依レバ「タイ」駐在日本陸軍武官ハ頻リニ「タイ」人ヲ使喚シテ失地回復運動ヲ起サセ居ル由ニテ「タイ」ノ態度ト本件トハ關係アリト答ヘタルニ付次官ハ當方調査ニテハ右様ノコト絶對無シト應酬シ置ケリ就テハ右様ノ事實無キヤ爲念承知シ置度ニ付御查報アリ度(部外極秘)

佛、河内へ轉電セリ

編注 「十二日ノ誤リ」との書き込みあり。

1852 昭和15年9月13日 總理・外務・陸軍・海軍四大臣決定

「佛印問題爾後ノ措置ニ關スル件」

佛印問題爾後ノ措置ニ關スル件

(昭和一一・五、九、一三 首、外陸、海四相會議決定)

一、九月六日ノ日本軍隊越境ノ事實ニ關シテハ遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ責任者ニ對シテハ自主的ニ必要ノ處置ヲトレル旨ヲ表明ス

然レトモ本件ハ其根本、佛印側ノ遷延策ニ原因スルモノナルコトヲ強ク抗議シ日本軍ハ八月三十日ノ東京ニ於ケル取極メ及同二十五日ノ東京ニ於ケル大橋、「アインリー」ノ約言ニ基キ九月二十二日零時(東京時間)以降隨時進駐ヲ實施スル旨竝本進駐ハ友好的ニ行フモノナル旨ヲ駐日佛大使及佛印總督ニ通告スルト共ニ現地ニ於テ速ニ前述ノ取極メ、約言及九月四日ノ現地取極メニ基キ其細部協定ノ締結ヲ促進センコトヲ要求ス

二、帝國軍隊ハ九月二十二日零時(東京時間)以降平和的ニ進駐ヲ實施ス

本進駐ハ細目協定ノ成否又ハ交渉實施中ト否トニ拘ラサルモノトス

在佛印居留民ハ進駐日時前二之ヲ海防及西貢附近ニ集結シ隨時引揚ケ得ル如ク準備スルモノトス

三、前項ノ場合萬一佛印軍抵抗セハ武力ヲ行使シ其目的ノ貫徹ヲ圖ル

1853

昭和15年9月13日

在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印現地細目協定の交渉に対するドクレー総督

対応振りにつき報告

ハノイ 9月13日後発

本省 9月14日前着

第二一二號(極秘)

往電第二〇五號ニ關シ

蓑田ヨリ

先方ノ要請ニ依リ十三日午前西原委員長總督ト會見セラル

(本官及總務長官同席)

總督ハ二日ノ最後通牒事件及六日ノ越境ニ依リ交渉停頓シタルハ全ク自分ノ本意ニ反スルモノナルカ「ヴィシー」政府ヨリモ交渉ヲ繼續スヘシトノ訓令アリ佛印軍司令部ニ於テモ銳意細目條件ノ研究ヲ續ケ居ルヲ以テ軍司令官ヨリ右細目確定ノ爲何等問合等ヲ致ス筈ナレハ御諒承願度シト申出アリ委員長ヨリ軍司令官ノ照會ハ何時頃ナサルヘキヤト反問セラレタルニ即刻聯絡スヘシト答ヘタリ(委員長ノ宿所歸還ヲ俟テ軍司令官ヨリ直ニ聯絡將校ヲ派シ來リ専門的

申出アリタリ)

右會見ニ於ケル總督ノ態度及語調等ヨリシテモ本官ハ先方ハ益々以テ遷延策ヲ弄シ居ルモノトノ印象ヲ強メタリ(此ノ點部外祕ニ願度シ)右不取敢

~~~~~

1854

昭和15年9月16日

松岡外務大臣より  
在仏国沢田大使、在ハノイ鈴木総領事  
宛(電報)

仏印現地細目協定を速やかに締結するようア  
ンリ大使へ大橋外務次官要請について

本省 9月16日後10時0分発

(合第二〇五七號(極祕、大至急))

十六日佛大使次官ヲ來訪在「タイ」公使宛往電第一九四號  
ノ(二)ノ件ニ關シ回答ストテ佛印官憲ノ「デイスシプリン」  
ハ以前ト變リ無ク完全ニ「ヴィシー」政府ノ監督ニ服シ居  
レリト述ベタル上本件交渉ガ遲滞セルハ日本側ガ最後通牒  
ヲ送り飛行機ヲ無斷ニテ乗入レ日本軍ガ越境スル等ノ事件  
アリシ爲ナルガ其ノ後再ビ細目協定ノ交渉ヲ進行シ始メタ  
ル旨竝ニ「タイ」ノ首相ハ日本ガ佛印へ兵ヲ入ルル以上

「タイ」トシテモ失地回復ヲ要求スト佛ニ申出デタルガ其  
ノ背後ニ日本側ガ存在スル様子ナルニ付テハ日本側ニ於テ  
「タイ」ヲ抑ヘラレ度キ旨述ベタルニ依リ次官ハ國境地方  
ニ於テ種々ノ事件起リタルハ要スルニ解決遷延シタル爲ニ  
シテ而モ佛印當局ハ是等事實ヲ利用シテ更ニ遷延ヲ策シ居  
リ本件トハ全然別個ノ問題タル「タイ」ノ要求迄モ持出シ  
タルハ遺憾ナリ然ルニ現地ノ情況ハ最早猶豫ナリ難キ事態  
トナリ此ノ儘ニテハ數日中ニ我軍ハ東京取極ニ基キ細目協  
定ヲ俟タズ隨時進駐ヲ實施スルヤモ知レズト思フ但シ右進  
駐ハ既ニ雙方ノ間ニ成立セル話合ニ基クモノナルニ依リ友  
好的ニ行ハルルモノト思フ右現地事情ニ顧ミ佛國政府ハ直  
ニ佛印當局ニ對シ細目協定ヲ速ニ締結スル様嚴重訓令アリ  
度シト述ベタルニ大使ハ案外驚キタル色モ無ク先般合意セ  
ル發表文ハ日本軍進駐ノ日ノ午後發表シ差支無キヤト問ヒ  
タルニ依リ次官ハ差支無シト答ヘタリ

本電宛先 佛、河内

~~~~~

1855

昭和15年9月17日

在ハノイ鈴木総領事より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印進駐に関するわが方要求をドクー総督お

よびマルタン司令官が概ね承諾について

ハノイ 9月17日午後発

本省 9月18日午前着

第二一五號(至急)

往電第二一二號二關シ

蓑田ヨリ

十七日午前西原、富永兩少將佛印軍司令官ニ對シ我方要求ヲ口頭ニテ申入レタル處同司令官ハ自分トシテハ大體之ニ同意ナリト答ヘ午後更ニ總督モ亦同意ナリトノ通知アリタルニ付前記要求ヲ書物トシテ軍司令官ニ傳達シタルニ司令官ハ委細研究ノ上明十八日中ニハ何トカ話合ヲナス運ヒトナルヘシト申越セル趣ナリ
尙當監視團ハ從來ノ經緯ニ鑑ミ前途猶極メテ多難ナリトシテ充分警戒シ居レリ

1856

昭和15年9月17日

在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

日本軍進駐の際の不測事態に備え仏印在留邦

人の海口引揚げ措置につき請訓

ハノイ 9月17日午後発

本省 9月18日午前着

第二一六號(至急)

往電第二一四號二關シ

蓑田發電報ノ如ク佛印側ニ於テハ我方要求ニ大體同意ヲ示シ居ルモ前回ノ例モアリ前途必スシモ樂觀シ難ク監視團ニ於テハ假令要求ヲ貫徹シ得タル曉ニ於テモ日本軍進駐ノ際當領軍隊トノ間ニ衝突ヲ生スルヤモ測ラレス如何ナル場合ニ於テモ引揚實行ヲ希望シ居レルニ付明十八日中ニ本官ヨリ在留民全部ニ對シ引揚命令ヲ發シ二十日正午海防ヨリ三井備船八海丸及御用船二分乗シ一旦海口ニ赴キテ形勢ヲ見ルコトト致度ク就テハ右措置御承認相仰度シ何等カ心得ヘキコトモアラハ至急御回示アリタシ
尙西貢管内邦人ハ二十日早朝「アリゾナ」丸ニテ出港海口ニテ落合フ豫定ナリ

1857

昭和15年9月18日

松岡外務大臣より
在ハノイ鈴木總領事宛(電報)

仏印在留邦人の海口引揚げ措置につき回訓

本省 9月18日午後8時30分発

第二二三三號(大至急、極秘)

往電第二二九號ニ關シ

一、軍進駐ノ期日以前ニ細目交渉妥結スル場合ハ云フニ及ハ
ス假令妥結ヲ見スシテ進駐スル場合ニ於テモ往電合第二
〇五七號末尾ノ次第二依リテモ推察セラルル如ク佛側ハ
右ヲ默認シ、佛印軍モ必スシモ抵抗スルモノトハ限ラサ
ルヘシト觀測セラルルニ付在留民引揚準備ヲ進ムルコト
ハ差支無キモ其ノ集結及引揚ハ二十日ニ之ヲ行フノ要無
シト思考ス集結ニ付テハ西原少將ト充分連絡ノ上機宜ノ
措置ヲ執ラレ度シ海口ヘノ引揚ハ訓電アル迄之ヲ差控ヘ
ラレ度ク萬一特ニ事態急迫スル場合ニハ事情ヲ具シテ請
訓セラレ度シ(軍側ト協議濟)

二、在留民引揚ニ付テハ政府ニ其ノ費用負擔乃至損害賠償義
務ノ問題ヲ生セサル様形式上ハ引揚命令トセス強硬ナル
勸告ノ形式ニ依ラレ度

三、在留民引揚ノ際救護等應急措置ノ爲必要アラハ其ノ金額
ニ付軍側及邦人商社トモ協議ノ上至急回電アリ度

四、愈々在留民引揚トナル場合貴館員ノ内數名ハ右指導保護

ノ職責上當然之ト行動ヲ共ニスルコトヲ要スルモ貴官及
他ノ館員ハ情況ノ許ス限り留ツテ折衝等ニ當ラレ度シ

五、電信符號、機密文書等ノ處置方ニ付テハ追電スヘシ 以
上

本電及冒頭往電ノ趣旨大至急西貢ヘ轉達アリ度シ



1858

昭和15年9月19日

松岡外務大臣より
在ハノイ鈴木總領事宛(電報)

仏印進駐を九月二十三日に実施する旨大橋外

務次官よりアンリ大使へ通告について

付記 昭和十五年九月十九日發松岡外務大臣より在

仏国沢田大使宛電報第四三二號

右通告要旨

本省 9月19日午後8時5分發

第二三六號(極秘、大至急)

本十九日午後五時次官ヨリ「アンリー」大使ヲ招致シ去ル
十三日ノ四相會議決定(但シ實施期日ハ二十三日ニ變更)ニ
依ル申入ヲ爲シタル處大使ハ佛印總督ヨリノ電報ニ依レバ

總督ハ現地交渉進行シ居ルニ拘ラズ日本側ガ二十日中ニ在留民ヲ引揚グベシトテ集結ノ準備ヲ爲シ居ルコトニ驚キ居レリ又西原少將ハ飛行場警備ノ爲ニ萬五千ノ駐兵ヲ要求シ居ル趣ノ處先般ノ日本側内示ニハ五、六千トアリ甚ダ不可解ナリト云ヘルニ依リ次官ハ自分ハ何等右様ノコトヲ聞キ居ラズ併シ萬一事實アリトセバ佛印側ノ遷延ニ依リ事態變化セル爲カト思フ兎ニ角佛ハ英米支ト策謀シ一刻ニテモ遷延セント努力ヲ集中シ來リ我方トシテハ是レ以上待ツコトヲ得ザルニ依リ本日ノ申入ノ如キ措置ヲ執ルニ至レル次第ナリト應酬シタルニ大使ハ斯クナリタルハ日本側ガ種々ノ事件ヲ惹起シテ交渉ノ進行ヲ妨ゲタル爲ニシテ科^トハ日本側ニ在リト述べ我方申入ノ次第ハ本國政府へ傳達スベシトテ辭去セリ

(付記)

本省 9月19日後10時0分發

第四三二號(極秘、至急)

河内宛往電第二三六號佛大使へノ申入要旨左ノ通

(一)九月六日ノ越境事件ハ九月四日ノ現地軍事協定成立ヲ知

ラサリシ我一部隊ノ誤解ニ依ル處帝國政府ハ本事件ノ發生ヲ遺憾トス責任者ニ付テハ軍側ニ於テ必要ノ措置ヲ執リタリ

然シ乍ラ此ノ種事件惹起ノ根本原因ハ佛印當局カ現地交渉ノ迅速妥結ヲ圖ラサルコトニ存スルヲ以テ佛側ニ於テ右ニ付深甚ノ考慮ヲ拂ハレ度シ

(二)現地細目交渉ハ東京交渉ノ成立後三週間ヲ經過セル今日未タ妥結ヲ見サル處我軍事的要求ハ一日モ速ナル實現ヲ必要トスルニ付我軍ハ八月三十日ノ東京取極及同二十五日佛大使ノ次官ニ與ヘタル約言ニ基キ九月二十三日零時(東京時間)以降細目協定ノ成否又ハ交渉繼續中ナルト否トヲ問ハズ隨時進駐ヲ實施スルコトトセリ尤モ右進駐ハ日佛間ニ成立セル話合ニ基クモノニシテ友好的精神ヲ以テ之ヲ行ハントスルモノナリ

右ニ鑑ミ佛國政府ハ至急佛印當局ニ對シ前述ノ取極、約言及九月四日ノ軍事協定ニ基キ速ニ細目協定ヲ妥結スル様嚴訓セラレ度シ

1859

昭和15年9月19日

在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印進駐に関するわが方要求を全面承諾しな

ければ九月二十日にハノイを離れる旨西原少

将がマルタン司令官へ通告について

付記 昭和十五年九月二十日發西原機關發信電報

仏印進駐に関するわが方要求条項

ハノイ 9月19日後發

本省 9月20日前着

第二二〇號(至急、極秘)

往電第二一五號ニ關シ

荻田ヨリ

十八日午前軍司令官ヨリ我方覺書ニ對スル回答ヲ傳達シ來
リタルカ双方ノ言分ニ相當ノ開キアリシヲ以テ同日午後西
原委員長ヨリ「我方ハ八月二十五日ノ「アンリ」大使大橋
次官間ノ約束ニ基キ現地協定ヲ成立セシメント希望シ居ル
處本日ノ回答ト前記約束トノ間ニハ尙相當ノ距離アリ又九
月上旬協定交渉當時トハ情勢モ全ク變化シ居ル次第第二テ萬
一前記約束ノ趣旨ニ依リ協定成立シ難シト豫見セラルルニ

至リタルトキハ九月二十日河内ヲ離ルヘキ旨ノ本國政府ノ
訓令ヲ受ケ居レリ此等ノ事情ヲ通知致スカ迅速圓滿ナル解
決ヲ期シ居ル以外何等ノ考ナシトノ趣旨ノ書翰ヲ送りタ
リ

續イテタ刻先方ノ要請ニ依リ西原富永兩少將軍司令官ト會
見先方ハ双方ノ意見ハ實質的ニハ大差ナシト述ヘツツモ我
方要求ヲ全面的ニハ容認セス且日本軍進駐ノ場合ニハ其ノ
兵員及順路等豫メ通報アリタシ等ト申出テ未タ結論ニ達セ
ス先方カ我方要求ヲ鵜呑ミニスル可能性ハ極メテ少シト觀
測セラレ居レリ

- 尙彼我主張ノ重要ナル差異ハ左ノ三點ニ關スルモノナリ
- (一)細目協定ノ交渉ヲ日本軍進駐後トスル點
- (二)進駐軍ノ宿營地區殊ニ河内ヲ入ルルヤ否ヤノ點
- (三)進駐ハ友好的ニ行ハルルモ抵抗アラハ武力ヲ行使シ爾後
日本軍ハ行動ノ自由ヲ留保ストスル點(十八日後)

(付記)

電報 六二〇、二、一五發

西原機關

十九日夕ニ於ケル我カ方ヨリノ要求條項ノ要旨左ノ如シ

一、日本軍ノ使用スヘキ飛行場 差當リ「ジャラム」「フウ

トウ」「フランチヨン」老開「ホアラツク」トシ狀況ニ

依リ佛印、支那國境ニ近接セル他ノ飛行場ヲ使用ス

二、日本軍駐屯兵力

(1) 飛行場使用部隊及同警備部隊

(2) 支那領内日本軍部隊ニ對スル後方部隊

(3) 兵力ハ總計當初約二萬五千以内トスルモ成ルヘク速カ

ニ減少シ約五、六千以内ニ至ラシム

右ハ決シテ東京州占領ノ目的ヲ有セサルコトヲ確言ス

尙當初ノ兵力配置豫定

河内地方 約二萬

海防地方 約五千

ト豫定シ逐次ニ之ヲ減少ス

三、駐屯地

(1) 飛行場及其附近ノ市街及村落トシ市街内最少限トス

(2) 右ノ外海防ハ上陸地トシテ使用シ水雷艇級ヲ超ヘサル

軍艦(復數)常時在泊スル外所要ノ部隊

四、通過經路

1. 海防―河内―老開

2. 河内―諒山

3. 河内―高平

4. 河内―「ハジヤン」

右通過部隊ノ兵力ハ第二項ノ兵力外トス

日次其ノ他ノ作業

1. 日本軍進駐日時ハ二十三日零時(日本時間)以降トス

2. 本軍事協定ニ伴フ細部ハ日本軍進駐後協議ス

3. 日本軍ノ進駐ハ友好的ニ行フ但シ佛印側抵抗セハ武力

ヲ行使ス

編注 本電報は受信者が記されていない。

1860

昭和15年9月20日

在上海三浦総領事より
松岡外務大臣宛(電報)

重慶政権による仏印国境鉄橋の爆破および昆

明・河口間の雲南鉄道接收に関する同政権の

発表振り報告

第二〇三四號

上海 9月20日後發
本省 9月20日夜着

支那側ノ河口鐵橋爆破及昆明河口間ノ雲南鐵道接收ニ關シ
十九日重慶發UP電ニ依レハ同日外交部發言人ハ右ハ日本
軍カ佛印ヲ對支作戰根據地トシテ使用方要求中ナル現下ノ
情勢ニ於テハ當然ノ自衛手段タルノミナラス一九〇三年佛
支間ニ締結セラレタル雲南鐵道ノ敷設及經營ニ關スル協定
第二十四條ニ依ルモ當然ノ措置ナルカ日本軍カ佛印ニ上陸
シ支那ニ對シ移動ヲ開始セサル以上支那軍ハ佛印ニ侵入セ
サル旨聲明セル趣ナリ
北大、天津、南大、河内へ轉電セリ
香港へ暗送セリ

1861 昭和15年9月21日
松岡外務大臣より
在ハノイ鈴木總領事宛(電報)

仏印在留邦人の引揚げ実行時期につき訓令

本省 9月21日後4時發

第二四〇號(極秘、大至急)

在留民引揚實行時期ニ關シ

當方ニ於テハ細目協定妥結シテ進駐スル場合ニモ或ハ多少
ノ事故ハ發生スルコトアルヤモ知レサルモ局部的解決不可
能ナラサルヘキニ依リ必スシモ引揚實行ノ要無カルヘシト
觀測シ居ルモ右ハ結局現地情況ニ依ル次第ナレハ克ク情勢
ヲ洞察シ西原少將トモ緊密連絡ノ上貴官ノ裁量ニ依リ機宜
ノ措置ヲ執ラレ差支無シ(軍側ト協議濟)

1862 昭和15年9月21日
松岡外務大臣より
在南京日高大使館參事官、在北京土田
大使館參事官、在上海三浦總領事他宛
(電報)

仏印問題は租界その他の在華仏国權益に波及

させない方針について

本省 9月21日後9時10分發

合第二一〇九號(至急、極秘、館長符號扱)
往電合第二〇八〇號ニ關シ

萬一現地細目交渉妥結ヲ見ス所定ノ期日(二十三日)進駐ヲ
開始スル場合ニ於テモ佛國側ニ於テ我軍ニ對シ本氣ニテ抵
抗スルコトハ萬ナカルヘク帝國トシテ佛印ニ對シ全面的ニ

攻撃ヲ開始スル場合即チ日佛開戦ヲ決意セル場合ハ兎モ角
(此ノ場合ノ措置ハ別ニ研究中)ソレ迄ハ假令若干ノ小競合
等行ハルルコトアリトスルモ我方トシテ租界其ノ他ノ佛國
ノ在支權益ニ對シ進テ何等ノ措置ヲナササル方針ナリ尤モ
小競合等行ハレタル場合ハ佛國側ニ於テ多少神經的ニナル
コトアリ得ヘキニ付差當リ上海等ニ於ケル佛國軍隊ヲ監視
シ其ノ艦船ノ出港ヲ阻止スルニ止ムルコトニ決定シ陸海軍
ヨリ夫々出先ニ訓令濟ミナルカ貴官ニ於テモ以上御含ミノ
上現地陸海軍ト所要ノ連絡ヲ取ラレ度
本電宛先、南京(大)、上海、北京、天津、青島、濟南、漢
口、廣東、香港

1863 昭和15年9月22日 在北京土田大使館參事官より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印現地交渉が不調の場合の対策として總軍
が在華仏國軍隊の武装解除や仏租界の占領に
関する準備を指示した旨報告

北京 9月22日午後發
本省 9月22日夜着

第七三九號(館長符號扱)

本官發天津宛電報

第八八號

大臣來電合第二一〇九號ニ關シ
二十二日當地軍側ヨリ現地交渉不調ノ場合ニ處スル對策ト
シテ總軍ヨリ、勸告ニ依ル在支佛國軍隊ノ武装解除ニ、武力
ニ依ル佛國軍武装解除ニ、佛租界ノ軍占領等ニ關シ豫メ諸般
ノ準備ヲ進ムル様指示アリタル旨内報スルト共ニ第一項ノ
場合ニ於テハ當館ニ於テ適當措置アリ度キ旨申入アリタリ
右貴官御含ミ迄
大臣へ轉電セリ

1864 昭和15年9月22日 在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

西原・マルタン間に現地細目協定調印について

付記一 昭和十五年九月二十一日發西原(策)仏印監
視團長發信電報

西原少將のハイフォン引揚げについて
二 昭和十五年九月二十二日發西原機關發信電報

1 仏印ルート

現地細目協定交渉決裂の見込みについて

三 昭和十五年九月二十二日 西原仏印監視団長

より 沢田(茂) 参謀次長 他宛電報 河内電第四四

九号

現地細目協定交渉妥結について

ハノイ 9月22日 後発

本省 9月23日 後着

(海軍省經由)

蓑田ヨリ大臣へ

二十二日朝以來先方ニ急轉妥協的の態度ニ出テ來リ午後二時

半協定調印セラレタリ

編注 本電報には電報番号が付されていない。

(付記一)

一五、九、二一 一六、一〇

發 西原少將

二十日夜晩ク軍司令官ト會見二十三日ヨリスル「中村」兵團ノ進駐及日本軍隊ノ河内市街内駐屯ヲ要求セシ所彼ハ激

怒ノ上既ニ歸來セシ「西村」部隊進駐竝ニ飛行場ノ使用ヲ

拒絶スト啖呵ヲ切りシヲ以テ小官又彼トノ會談ヲ打切り威

嚇ノ目的ヲ以テ二十一日朝河内ヲ引揚ケ海防ニ移レリ

編注 本電報は受信者が記されていない。

(付記二)

電報 昭和一五、九、二二

西原機關

中央ノ指示ニヨリ直チニ中村兵團ノ進駐及河内市内駐屯ノ

要求ヲ撤回シ軍司令官ノ署名ヲ求メタルトコロ佛印側ハ

「ホアラック」飛行場ノ削除竝ニ進駐日次(時々)一日繰下ケヲ更

ニ提議シ來リタリ依テ飛行場ノ件ハ之ヲユズルモ進駐日

次(時々)ノ變更ハ絶對同意スル能ハスト答ヘタルニ軍司令官ハ頑

トシテ應セス交渉ハ遂ニ本二十二日〇三、〇〇(東京時間)殆ン

ト絶望ノ状態ニ陥レリ

編注 本電報は受信者が記されていない。

(付記三)

ハノイ 9月22日 発

参謀本部 9月22日後2時35分着

河内電第四四九號

左記協定ニ對シ軍司令官ハ二十二日一三時署名セリ

右協定ヲ「ハノイ」ヨリ持參スルヲ以テ小官ハ約二時間後

「ハイフオン」ニ於テ之ニ署名スル筈

左記

一、西村部隊ノ「ハイフオン」ヨリスル友好的進駐(二十三

日〇〇時以降)

二、飛行場四個

三、中村兵團ノ佛領印度支那通過差支ナシ

實行ノ細部ハ速ニ協議決定ス

通電先 兩次長 兩次官 南支方面軍 第二十二軍 二遣

支艦隊 三聯合航空隊。



1865 昭和15年9月22日 松岡外務大臣より
在仏国沢田大使宛(電報)

現地細目協定の調印完了および情報部長談話

の発表予定につき通報

付記 昭和十五年九月二十二日調印

現地細目協定

本省 9月22日後7時50分発

第四三九號(大至急)

往電合第二一一五號ニ關シ

本二十二日午后四時半(東京時間)現地細目協定調印ヲ了セ

リ

豫テ佛側トノ打合ノ次第モアルニ付我軍進駐開始後(多分

二十三日中ニ)情報部長談トシテ往電第四一八號ノ發表ヲ

行フコトトセリ

(付記)

印度支那軍司令官ト在印度支那日本陸海軍代表ト

ノ間ニ於テ締結サレタル協定

本協定ハ左ノ件ニ關ス

(一)東京州ニ於ケル數個ノ飛行場ノ使用

(二)日本軍若干兵力ノ駐屯

(三)場合ニ依ル日本軍ノ東京州通過

(四)日本先頭部隊ノ入國

(一)數個ノ飛行場ノ使用

日本空軍ハ左ノ飛行場ヲ使用スルコトヲ得

「ジャラム」

「ラオカイ」或ハ「フーランチョン」

「フートウ」

日本空軍ハ九月四日ノ協定ニ依リ定メラレタル諸條件ニ從ヒ右諸飛行場ノ設備ヲ行フコトヲ得

右諸飛行場ノ警備ニ任ズル兵力ハ日佛當局者間ノ合意ニ依リ決定セラルベク右兵力ハ其ノ任務達成上必要ナル最少限度ニ限定セラルルモノトス

(二)日本軍若干兵力ノ駐屯

左ノ任務ヲ有スル日本諸部隊ノ兵力ハ日佛軍事當局者間ニ於ケル共同合意ノ後決定セラルベキモノトス

(イ)第一項記載ノ諸飛行場ノ警備

(ロ)右諸飛行場ノ使用(日本飛行隊ニ屬スル飛行人員及整備人員)

(ハ)左ノモノニ對スル補給品ノ輸送及護衛

第一項記載ノ諸飛行基地及支那印支國境附近ノ支那領

土内ニ於テ目下作戰中ノ日本部隊

(二)海防港ノ通過輸送及ビ同地方ニ施設セラルル病院ノ運

營

右ノ兵力ハ前記諸任務達成上必要限度ニ制限セラルルモノニシテ如何ナル場合ニ於テモ六千人ヲ超ヘザルモノトス

右ノ兵力ノ駐屯地區ハ日佛軍事當局者間ノ共同合意ニヨリ決定セラルルモノトス

日佛兩參謀部間ノ合意ニ依リ定メラレタル最小限度ニ限定セラレタル前記兵力中ノ一部ハ諸飛行場ニ直接隣接スル部落ヲ利用スルコトヲ得

但シ「ハノイ」市ハ此ノ限りニ非ズ

日本軍ノ司令部又ハ部隊ハ「ハノイ」ニ定著シ又ハ同市ヲ通過セザルモノトス但シ兩參謀部間ノ連絡ヲ計ル爲ニ必要ナル將校ハ此ノ限りニ非ズ

諸飛行場内ニ於ケル日本飛行部隊及其ノ警備部隊ノ施設ハ日本軍當局ニ於テ負擔スルモノトス

海防市ハ日佛兩參謀部間ノ合意ニ依リ定メララルル條件ニ依リ上陸地點トシテ利用セラルルモノトス

如何ナル場合ニ於テモ軍艦ハ「ドーソン」―「アボワ
ン」ヲ連ヌル線ヨリ六海里以内ニ近接セザルモノトス
水雷艇級ヲ超ヘザル軍艦一雙ハ海防港内ニ碇泊スルコト
ヲ得

(三) 日本軍ノ東京州通過

日本軍司令官ガ東京州北方國境ヨリ發足シテ地上兵力ニ
ヨリ攻撃作戰ヲ行ハントスル場合(該司令官ハ目下之ヲ
考慮シアラズ)若クハ海防港ヨリノ乗船ヲ必要トスベキ
部隊ノ交代行動ヲ爲サントスル場合ニハ佛軍司令官ノ決
定セル數條ノ交通路ハ作戰ノ必要ニ從ヒ日本軍ニ依リ利
用セラレ得ルモノトス

右ノ輸送ノ實施方法ハ千九百四十年九月四日署名ノ協定
基礎事項中ニ定メアル條件ニヨリ規定セラルルモノトス
日本通過部隊ノ兵力ハ必要度ニ應ジ追テ決定セラルベキ
モノトス然レドモ通過部隊及ビ第二項記述ノ部隊ノ全兵
力ハ千九百四十年九月四日調印ノ協定基礎事項ニ依リ定
メラレタル數ヲ超ユルヲ得ザルモノトス

(四) 日本先頭部隊ノ入國

九月二十二日二十二時八日本當局ニ依リ嚴守セラルベキ

モノナルニ鑑ミ部隊搭載ノ第一船ハ右期日ニ海防ニ入港
スルコトヲ得

然レドモ上陸部隊ノ上陸條件及ビ駐屯地點ヘノ移動條件
ニ關スル特別協定ガ成立セザル限り部隊ハ其ノ船舶ヨリ
下船セズ又其他ノ輸送船ハ港内ニ入ラザルモノトス

(五) 日本軍ノ東京州通過輸送

目下支那印支國境附近ニ在ル日本部隊ハ日本當局ノ要求
ニ基キ海防港乗船ノ爲印度支那領土ヲ通過シテ輸送セラ
レ得ルモノトス

此部隊ノ輸送ニハ詳細ナル研究ヲ必要トスルヲ以テ兩參
謀部間ニ於ケル特別協定ヲ要ス

此協定ガ成立セザル限り何レノ日本軍隊モ印度支那國境
ヲ超ヘザルモノトス

(六) 一般事項

本協定ニ掲ケアル諸規定事項ヲ除キ千九百四十年九月四
日署名ノ協定基礎事項ハ全部效力ヲ有スルコト勿論ナリ
兩參謀部ハ本協定ノ實施方法ヲ定ムル爲ニ爾今常時相連
絡スルモノトス

千九百四十年九月二十二日

在「ハノイ」西原少將

「マルタン」將官

1866

昭和十五年九月23日
松岡外務大臣より
在仏国沢田大使宛（電報）

仏印北部国境で日本軍と仏印軍に軍事衝突發生のため仏印交渉妥結に関する外務省発表をわが方単独で実施した旨通報

付記一 昭和十五年九月二十三日

仏印交渉妥結に関する外務省発表

二 昭和十五年九月二十三日

仏印国境付近における紛争に関する情報部長

談話

三 昭和十五年九月二十三日

仏印紛争問題に関する情報部長談話要領

本省 9月23日後3時5分発

第四四〇號（大至急）

往電第四三九號ニ關シ

一、本件協定ニ基キ且佛印當局へ通報ノ上二十三日早朝北部

國境ヨリ我部隊進駐ヲ開始セル處「ドンダン」附近ニ於テ佛印軍ノ抵抗ニ依リ衝突惹起セラレタリ右事情ニ鑑ミ佛印交渉ニ關スル發表方法ヲ變更シ我方限リニテ二十三日午前十一時別電第四四一號^{電報}ノ一ノ通外務省發表ヲ行ヒ「アンリー」大使へハ右ノ次第ヲ通報シ了解ヲ求め置キタリ尙右ト同時ニ同電ノ二ノ情報部長談ヲ發表セリ

三、前記衝突ハ佛印當局ノ命令ガ佛印軍ノ前線部隊へ迅速ニ徹底セザリシ結果ナルベキニ依リ右徹底ト共ニ局地的解決ヲ見ルベク我方ニ於テハ不擴大ニ努メ居レリ

編注 別電第四四一号は省略。外務省発表および情報部長談

話は本文書付記一および二参照。

（付記一）

佛印問題交渉妥結ニ關スル外務省発表

昭和十五年九月二十三日

支那事變ヲ解決シ東亞新秩序建設ニ資スル目的ヲ以テ佛領印度支那問題ニ關シ松岡外務大臣ハ去ル八月申中東京ニ於テ「アンリー」在京佛國大使トノ間ニ友好的精神ヲ以テ基礎

の話合ヲ行ヒタリ

右話合ニ於テ佛國側ハ支那事變完遂上帝國陸海軍カ印度支那ニ於テ必要トスル軍事上ノ便宜供與ヲ凡テ承諾セリ

尙右ニ基キ現地ニ於テ具體的決定ヲ行フ爲爾來在河内日佛軍當局間ニ交渉行ハレ居タル處漸ク九月二十二日午后妥結ニ到達セリ

(付記一)

佛領印度支那國境附近ニ於ケル紛争ニ關スル

須磨情報部長談

昭和十五年九月二十三日

永イ間隱忍自重ノ態度ヲ以テ漸ク妥結ニ達シタ日佛間ノ佛領印度支那ニ關スル諒解ニモ拘ラス國境地方ニ於テ紛争ヲ生スルニ到ツタノハ全ク佛印側ノ誤解ニ依ル事テアリ自然コノ誤解ハ近ク去リ妥結ヲ見タ話合通り圓滿平和的ノ實行カ見ラレル事テアラウ

日佛兩國間ノ平和的ナ話合ニ基ク事テアツテ見レハ如何ナル外國カラモ文句カアラウ筈ハ毛頭ナイ。

(付記二)

佛印紛争問題ニ關スル須磨情報部長談話要領

昭和十五年九月二十三日

問、二十三日早朝我部隊カ北部「トンキン」州ニ進駐ヲ開始シタ處「ドンダン」方面ニ於テ佛印軍カ抵抗シタトノ報道カアルカ真相及見透シ如何

答、我軍ノ進駐ハ日佛政府間ノ話合及現地協定ニ基キ且ツ佛印當局ヘノ通報ノ上行ハレタモノテアルカ、現地細目協定ノ調印ヲ了シタノハ二十二日午后遅クテアリ、右ニ基キ北部國境カラ我部隊カ進駐ヲ開始シタノハ二十三日早朝テアルカラ、右國境附近ノ事件ハ佛印政府ノ命令カ國境地方佛印軍ニ徹底スルノカ遅レタ爲テアルト思フ

元々今回ノ我軍進駐ハ支那事變完遂ノ必要ヨリ佛本國政府及佛印當局トノ話合ニ基キ行ハルモノテアツテ、右ハ何等佛印ノ領土其ノモノヲ侵略セントスル意圖ニ基クモノテハナイ

右ノ次第テアルカラ我方ニ於テハ事ヲ構フル意思ハ無く、從テ佛印ノ側ニ於テ同當局ノ命令カ佛印軍隊ニ徹

底スレハ國境附近ノ事件モ迅速ニ局地的解決ヲ見ルコトト思フ

1867

昭和15年9月23日
松岡外務大臣より
在米國堀内大使、在タイ淺田臨時代理
公使他宛(電報)

仏印現地細目協定調印直前における松岡外相
とアンリ大使との応酬振りにつき通報

本省 9月23日後8時20分發

合第二一三一號

佛印現地細目協定未ダ成立セザリシ二十二日午後一時二十分佛大使本大臣ヲ來訪本國政府ヨリ最後通牒ノ日限延期期ヲ特ニ外務大臣ニ御願ヒスヘシトノ至急電訓ニ接シタリト述ベ佛印總督モ誠意ナキニ非ズ現ニ二十日細目協定調印ノ意向ナリシニ日本側ヨリ新規要求ヲ提出セル爲延期ノ已ムナキニ至レリト苦衷ヲ訴ヘタルニ付本大臣ハ右様ノ事實ハ何等承知セサルモ各地ニ於テ入手セル確實ナル情報ニ依リ我方ハ總督ガ英、米、支官憲卜策謀シテ取極ノ實行遷延ニ努メ居ルコトヲ承知シ居ルガ而モ猶細目交渉妥結後軍事行

動ヲ開始スル様取運ブコトニ最善ヲ盡シ對支作戰上急迫セル事態ニモ拘ラズ三週間隱忍シ來レリ然レドモ此ノ上ハ故意ニ遷延策ヲ弄スル相手ト交渉スル譯ニ行カザルニ付期限付申入ヲ爲スノ已ムナキニ至リタル次第ニシテ最早延期不可能トハ思惟スルモ三日間延長可能ナリヤ否ヤ一應軍當局ニ交渉スベシ但シ成否ハ請負ヒ得ズ右ノ次第ヲ至急本國政府へ電報アリ度シト答ヘ置キタリ

仍テ次官ヲシテ軍側ト交渉セシメタル處直ニ電報シテモ到底出先軍ニハ間ニ合ハサルヘキノミナラズ奉勅命令事項ニ付一度延期セル關係モアリ此ノ上延期ハ不可能ノコトナリシニ付直ニ次官ヲシテ佛大使ニ對シ延期不可能ノ旨ヲ告ケルト共ニ我軍ノ行動ハ兩國間取極ノ精神ニ基クモノニシテ我方ハ衝突等ノ事故發生ヲ好マザルニ付佛印側ニ於テモ右ノ爲必要ノ措置ヲ採ル様至急指令方要求セシメ置キタリ

右御參考迄

本電宛先 米、「タイ」、南京、上海、香港、漢口、北京、天津、壽府、マニラ、バタヴィア

米ヨリ紐育へ、「タイ」ヨリ新嘉坡へ、香港ヨリ廣東へ、壽府ヨリ英、佛、獨、伊、蘇へ轉電アリ度シ

1868

昭和15年9月23日 松岡外務大臣より
在仏国沢田大使宛(電報)

仏印での軍事紛争が解決すれば仏印交渉妥結

に関し改めて日仏共同コミュニケを発表する

旨アンリ大使と合意について

本省 9月23日午後9時35分発

第四四二號(至急)

二十三日午後「アンリー」大使次官ヲ來訪佛印交渉ニ關ス

ル我方發表ヲ不滿トシ豫テ日佛間打合濟ノ發表ヲ至急行ヒ

度シト主張セルニ依リ次官ハ右ハ日本軍ノ平和的進駐後ニ

發表セラルベキモノナリ然ルニ佛印軍ハ抵抗ニ依リ右ヲ不

可能ナラシメ居レリ佛側ガ飽迄前記發表ヲ欲スルナラバ速

ニ佛印軍ノ抵抗ヲ止メシムル様措置セラレ度シ我方ニ於テ

ハ現地我軍側ヨリ右抵抗止ミ我軍ノ平和的進駐可能トナリ

タリトノ確報接到セバ其ノ後日佛政府共同「コムミュニ

ケ」トシテ東京及「ヴィツシー」ニ於テ同時ニ發表スルコ

トニハ同意スト言ヒタルニ漸ク大使モ之ヲ諒承セリ

(欄外記入)

註 佛大使ハ若シ日本ガ本件發表ヲ肯ンゼザル時ハ日本ヲ侵略
者ト呼フベシト云ヘル趣ナリ

1869

昭和15年9月24日 大橋(忠二)外務次官
在本邦アンリ仏国大使 會談

仏印北部国境付近における日本軍と仏印軍と

の軍事衝突に関し事態拡大防止をアンリ大使

要請について

北部佛印進駐ノ日本軍ト佛軍トノ衝突ニ關スル

昭和十五年九月二十四日大橋次官「アンリー」

佛國大使會談要領

九月二十四日午後三時半「アンリー」大使大橋次官ヲ來訪、

會談要領左ノ通り

大使 今回ノ日佛軍衝突ニ付同盟通信ハ非ハ佛側ニアリト

言ヒ居ルモ之ハ逆ニシテ日本軍ガ協定ヲ無視シ、細目

交渉ノ解決ガ尙少シ残り居ルニ拘ラズ兵ヲ入レタルニ

原因スル次第ナリ即チ二十二日午後現地細目協定調印

後西原少將ガ部下ノ軍人一名ヲ佛國飛行機ニテ北部國

境ニ派遣シ國境ニアリタル日本部隊ニ對シ協定成立セ

ルヲ以テ右ニ基キ更ニ話合ノツク迄國境ヲ横切ルコトナキ様告ゲタルニ拘ラズ右部隊ハ夜半ヨリ佛印領ニ進入セリ仍テ西原少將ハ更ニ二十三日早朝小池大佐ヲ飛行機ニ依リ派遣シタルモ日本軍ハ猶戰鬪ヲ止ムルニ至ラズ同日午後ニハ爆撃サヘ始メタリ

就テハ日本側ニ於テ西原「マルタン」協定(本協定ニ於テハ北部國境外支那領ニ待機シ居タル日本部隊ニ付如何ニ措置スルカハ更ニ日佛打合せノ上決定スルコトトナシ居レリ)通り實行セラレタシ佛國政府ハ本件ガ大事件ニナルコトヲ防止スル爲有ラユル方法ヲ執ルベキニ依リ日本政府モ同様廣東軍ガ事件ヲ擴大セザルヤウ措置セラレムコトヲ期待ス

次官 同盟通信ノ報道ニ付テハ承知セザルモ我方ニ於テハ現地細目協定成立セルニ拘ラズ佛側ガ猶種々言懸リヲ附ケ遷延策ヲ弄シ居ルコトニ對シ多大ノ不滿ヲ有シ居レリ併シナガラ互ニ惡口ヲ言ヒ合フモ事態ノ改善ニハナラザルベシ

大使 何レニセヨ今回ノ衝突ハ日本軍ガ話合ノツクヲ待タズシテ侵入セルニ端ヲ發スル次第ナルヲ以テ日本兵ヲ

元通り國境外ニ戻サレタシ

次官 其レハ不合理ナリ佛側ニ於テハ北部ノミナラズ海防ヨリノ日本軍進駐迄モ遷延セシメント策シ居レリ佛側ガ斯ノ如キ態度ヲ改メザルニ於テハ憂慮スベキ事態ヲ誘發スルノ虞アリ

大使 海防ヨリノ進駐ハ之ヲ認ムルヤウ本使ヨリ申送ルベシ併シ國境地方ニ於テ衝突ヲ續ク限り佛側トシテハ右ヲ認ムルコト不可能ナルベキヲ以テ速ニ本件衝突ヲ止メシムル様致度

1870
昭和15年9月24日
在海口栗本(秀題)総領事代理より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印北部國境方面の軍事紛争継続中との情報
および海口引揚げ中の仏印在留邦人への措置
につき報告

海口 9月24日後発
本省 9月24日夜着

第一五六號(大至急、館長符號扱)
往電第一五〇號ニ關シ

鈴木總領事ヨリ

一、南支派遣軍佐藤參謀副長及當地海軍司令部トナザリ參謀ヨリ得タル情報ニ依レハ「ドンダン」ニ於テハ佛印軍ヲ武裝解除シタルモ同地方以外ノ北部國境方面ニ於テハ今尙戰鬪繼續中ニテ一方本日(不明)海防入港ノ豫定ナリシ西村部隊ハ上陸ヲ一日延期シタルモ或ハ「ドーソン」沖ヨリ敵前上陸ヲ敢行スルヤモ知レサル趣ナルヲ以テ其ノ場合ニハ佛印側ニテモ抵抗アルヘシト豫想セラル

二、在留民ニ對スル處置及殘留省員ノ行動ニ付テハ本日午後ノ情勢ヲ見極メタル上判斷スル外ナキモ八海丸(在留民中主トシテ婦女子、老人ヲ收容シ居レリ)及本日午後四時西貢ヨリ入港ノ豫定ナルありぞな丸ハ何レニスルモ内地ヘ向ケ航行セシムル要アルト共ニ兩船ノ行先ニ關シテハ在留民ノ希望ヲモ斟酌シ長崎ヲ指定スル方針ナリすらばや丸(首腦部ヲ除ク監視團一行及在留民中軍ノ通譯トシテ内定セル者乗船)ハ形勢如何ニ依リ直ニ海防ニ歸航スルコトトナルヘク然ル時ハ本官ハ上京ヲ中止シ殘留省員ヲ帶同シテ乗船スルコトト致度シ

前電第一五五號中三百名トアルヲ約百八十名ト御訂正相成

度シ

1871 昭和15年9月24日 在ハノイ鈴木總領事ヨリ 松岡外務大臣宛(電報)

仏印現地細目協定の未決部分につき合意成立
し軍事協定の最終取極め成立について

ハノイ 9月24日後発
本省 9月25日前着

(海軍省經由、極秘)

蓑田總領事ヨリ

二十四日午後新[?]二軍艦川内艦上ニ於テ西原委員長及佛印軍司令官代表者間ニ軍事協定ニ關スル最終的取極メ成立シ(西村部隊同意ノモノ)派遣部隊ノ大部ハ明二十五日海防ニ入港ニ[?]二十六日上陸ノコトトナレリ

尚西原機關一同ハ運送船ヲ先導シテ二十五日海防ニ歸還ノ筈

(欄外記入)

其ノ後先方ハ「ランソン」方面戰鬪繼續中ナルニ鑑ミ本件取極

ノ實施延期ヲ求メ來レル趣ナリ

1872

昭和15年9月24日

在仏国沢田大使より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印現地協定成立に関する仏国報道振りについて

別電

昭和十五年九月二十四日發在仏国沢田大使より

り松岡外務大臣宛第七五八号

右協定成立に関する仏国外相の説明

ヴィシー 9月24日後發

本省 9月26日前着

第七五七號

二十四日各紙ハ一齊ニ往電所報ノ佛印取極ニ關スル佛外務省「コンミニユニケ」ヲ掲載シタルカ何レモ「日本ハ佛印ノ領土保全ヲ約ス」トノ見出ヲ附シ居レリ

尙ニ、三ノ新聞ハ二十三日ノ須磨情報部長談及河内發電トシテ「ドクー」提督ノ佛印住民ニ對スル布告ノ外大要別電第七五八號ノ如キ「ボードアン」外相ノ説明ヲ掲載セリ
本電別電ト共ニ米へ轉電セリ

(別電)

第七五八號

ヴィシー 9月24日後發

本省 9月26日前着

今次交渉ハ六月開始セラレタルカ日本政府ハ駐日佛國大使ニ對シ八月二日軍隊通過及飛行場ノ使用ニ關スル要求ヲ提出セリ右要求ニハ期限附セラレ居ラサリシヲ以テ最後通牒トハ云ヒ得サルモ受諾セラレサルニ於テハ進駐ヲ強行スルノ已ムナキ旨附言シタル強制的性質ノモノニシテ佛國政府ハ審議ノ結果之ヲ拒否セリ然レトモ現下ノ情勢ニ於テ日本軍ノ攻撃ヲ受クルトキハ佛印ヲ失フ危險アルヲ以テ考慮ノ結果端的ニ日本側要求ヲ拒否セス中間ノ措置トシテ妥結ノ爲商議ヲ續クルコトトセリ
其ノ後種々交渉ノ結果八月三十日東京ニ於テ原則協定成立シタルモ日本軍ニ對スル便宜供與ハ一時的例外的ニシテ日支事件存續中ノミ有效ナルモノナルカ經濟問題ニ關シテハ今後締結セラルヘキ通商協定ニ依リ日本ニ對シ佛印ニ於テ他ノ第三國ヨリ優先的地位ヲ與ヘントスルモノナリ
現地軍取極ハ軍側カ佛印ニ於ケル佛國軍隊ヲ危殆ニ陥レサ

ル爲日本軍ノ數ヲ最小ニ止メントシタル爲困難アリタルカ
九月二十二日遂ニ成立セリ右取極實施ニ當リ日本部隊ノ焦
燥ノ爲カ又ハ佛側命令ノ遲滯ノ爲カ衝突事件發生シ双方ニ
損害アリ佛側ハ中佐一名死亡セリ

佛國政府ハ關係國殊ニ米國ニ對シ極東ノ狀況ヲ通報シ來リ
タルカ原則協定成立後國務省ハ駐米佛國大使ニ對シ佛國政
府ノ困難ナル立場ヲ了解シ居リ日本軍ニ對スル便宜供與ニ
對シテモ非難スルヲ得サルヘシトセリ

英國ノ極東ニ於ケル兵力ノ減少モ此ノ際想起スルヲ要スヘ
ク吾人ハ日本政府ト協定ニ達スルヲ希望シ居リ且米國カ佛
印ニ關シ吾人ノ爲何等爲スコトナキヲ明カニシタルヲ以テ
吾人ハ當初ヨリ米國ニ對シ何事モ要求セザリキ

⁽³⁾佛印ノ地位ヲ保持スル爲ニハ日本政府ト協力スルヲ要スル
處今回ノ困難ナル交渉ニ當リ佛國政府ハ如何ナル外國政府
ニモ強制サレタルコトナク佛國權益ヲ出來得ル限り保持セ
ントシタルモノナリ尙取極ノ大要ハ次ノ如シ

- (イ)日本軍ハ數千ノ小部隊ニ限り進駐シ得ルモノトス
(ロ)東京ニ於ケル三飛行場ヲ日本側ニ供與ス但シ日本側ハ東
京ニ於テ對支作戰ノ爲ノ部隊ヲ置クヲ得ス

仍而佛國ハ支那ニ對シ支那軍カ東京ニ於テ交戦スル爲越境
スルヲ容認シ得サル旨通報セリ

吾人ハ日本カ佛國主權ハ尊重セラルルヘシトセル八月三十
日ノ約定ニ信賴スルモノナリ

佛印ニ進駐セル日本軍ハ友好國ニ於ケルカ如ク行動スヘキ
モノニシテ吾人ハ今後重大事件發生セサルヲ希望スルモノ
ナリ佛國政府ハ今次取極ヲ以テ英米勢力減少ニモ拘ハラ
ス佛印カ生存シ繁榮シ得ル爲ノ誠實ナル協力ノ第一歩ト思考
スルモノナリ

1873

昭和15年9月25日

在仏国沢田大使より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印での軍事衝突および米國への仏印問題説
明振りに関する仏国外相内話について

ヴイシー 9月25日後発
本省 9月27日前着

第七六一號(極秘)

二十五日本使離任ノ挨拶旁「ボードアン」外相ヲ往訪シタ
ル處同外相ハ今次日佛取極カ幾多ノ曲折ヲ經タルモ兎ニ角

實施セラルルニ至リタルハ同慶ノ至リナル旨述ヘタル後佛側ノ有スル日佛協調ノ精神ハ御承知ノ通りニシテ今回現地交渉ニ於テモ西原少將ノ理解アル態度ハ深ク之ヲ多トシ居ル次第ナリト述ヘタル後東京地方ノ衝突事件ニ言及シ同少將モ昨二十四日既ニ空路海南島ニ赴カシタル由ニテ自分モ近く圓滿解決セラルヘキヲ期待シ居ルモ何セヨ昨日モ佛側ハ六十名餘ノ死傷者ヲ出シタル趣ニテ心痛シ居レリト述ヘ居リタリ

次テ本使ヨリ二十三日外相ノ聲明ニ依レハ(往電第七五八號參照)佛國政府ハ米國政府ニ對シ今次交渉ノ内容ヲ通報セラレ居リタル趣ナルカ右ハ如何ナル意味及如何ナル程度ニ爲サレタルモノナリヤト質シタル處「ボ」ハ實ハ米國側ヨリ屢交渉ノ内容ニ關シ質問シ來リタルヲ以テ自分モ大要ニ關シテハ時々説明ヲ與ヘタルモ本件ニ米國ヲ介入セシムル意ハ毛頭ナク先般モ在米佛國大使ニ對シ佛國政府トシテハ本件ニ關スル英國又ハ米國ノ干渉ハ日佛妥結ニ至ル上ニ單ニ無用ナルノミナラス有害ナリト認ムルニ付右ニ含ミ置クヘシト思考シ居ル旨嚴訓シ置キタリト内話セリ

英、米、伊、蘇へ轉電セリ

1874

昭和15年9月25日

在仏國沢田大使より
松岡外務大臣宛(電報)

仏印進駐が日仏間の友好的合意により実行されたとの仏國政府立場は日米關係に利用し得る観点からわが方も強調すべき旨意見具申

ヴィシー 9月25日後発

本省 9月27日前着

第七六二號(極秘)

往電第七六一號ニ關シ

當國政府筋ニ於テハ屢次電報ノ通り我方ヨリ取付ケタル佛印領土保全ノ保障ヲ百%利用シテ内外ニ對スル面子ノ保持ニ資セントシ新聞等ニ於テモ本件ヲ成ルヘク目立タサル様取扱ハシメ努メテ國論ヲ刺戟セザランコトニ腐心シ居ル様見受ケラルル而シテ佛側方飽迄日本軍隊ノ進駐ヲ以テ合意ニ依リ實行セラレタルモノト宣傳スル態度ハ我方ニ於テモ本件ニ關スル日米關係ニ是ヲ利用シ得ヘキハ申ス迄モ無キ所ナルヲ以テ右佛側ノ立場ハ我方ニ於テモ充分是ヲ諒解シ内外ノ宣傳ニ關シテモ努メテ日佛間ノ友好的合意(好カ)ヲ強調セラルルコト然ルヘシト存ス佛國側ハ或ハ佛印全領土ヲ喪失

センカト懸念シタルニモ拘ラス領土保全ノ保障ヲ得ルヲ以テ多少安心シタルモノノ如キモ將來ニ對シ尙一抹ノ不安ヲ抱キ居ル様子ハ各方面ニ於テ感知セラレ從テ今後引繼キ行ハルヘキ經濟交渉ノ前途ニ關シテモ相當ノ困難ヲ豫想セシメラル

現佛印各種產業ノ大部分ハ本國資金ニ依テ賄ハレ居リ其ノ實權者ハ本國ニ在住スル者多キ現狀ニ於テハ今後ノ交渉ハ事毎ニ本國ノ指令ニ俟タントスルニアラスヤトノ傾向既ニ當地ニ於テ現レ居ルヲ以テ豫メ警戒ノ要アリト思考セララル又佛國人ノ常トシテ此ノ際最後迄既得權益ニ對スル執着ヲ捨テサルヘキモ我公正妥當ナル要求ハ現下ノ佛國ノ地位ニモ鑑ミ結局はヲ受諾スヘク要ハ我方ヲ豫メ眞ニ必要トスル限度ヲ定メ是ヲ端的ニ佛側ニ容認セシムルニアリト信セラ

ル
尙當國ニ於ケル獨伊兩國占領軍ノ態度極メテ友好的ナルハ當國民ノ寧口意想外ト爲ス所ニシテ從テ各種占領施設等モ圓滿ニ進捗シツツアル事實ニモ徴シ佛印ニ於テモ今後出來得ル限り事端ヲ醸ササルコトニ努メ平隱裡(隱カ)ニ協定ノ實行ヲ計ルコト肝要ニ存セラレ右ハ單ニ今後ノ日佛交渉又ハ協力

ヲ我方ニ有利ニ誘導スル上必要ナルノミナラス米國其ノ他ヨリノ容喙ヲ豫メ封スル上ヨリモ適當ト存セララル
冒頭往電ノ通り轉電セリ

1875

昭和15年9月26日

在海口栗本総領事代理より
松岡外務大臣宛(電報)

ハイフォン方面への日本軍の進駐実施について

海口 9月26日夜発

本省 9月26日夜着

第一六六號(至急、極秘、館長符號扱)

往電第一六五號ニ關シ

鈴木總領事ヨリ

佐藤參謀副長カ飛行機ニ依ル情報トシテ本官ニ語レル所ニ依レハ西村兵團ハ「ドーソン」附近ニ又主力ハ海防ニ平和裡ニ進駐セル由ナリ尙本官ハ殘留省員ヲ伴ヒ海防ニ赴ク豫定

1876

昭和15年9月27日

松岡外務大臣より
ハイフォン碓泊軍艦子ノ日宛(電報)

日本軍仏印領内進駐に関する日仏両国政府共同
コミュニケの発表について

付記 右共同コミュニケ

本省 9月27日午前6時0分発

(海軍省經由、極秘、至急)

襄田總領事ニ左記御傳ヘヲ請フ

國境地方紛争モ解決シ我軍ノ進駐平和裡ニ行ハルルコトト
ナリタルニ付テハ豫テ佛側希望アルノミナラズ我方トシテ
モ諸外國ニ對シ(イ)我軍進駐ハ日佛話合ニ基キ完全ナル諒解
ノ下ニ行ハルルモノナルコト及(ロ)我軍事的要求ハ佛印ノ領
土ニ對スル侵略的意圖ニ基クモノニ非ザルコトヲ闡明シ
「デマ」中傷ヲ封ズルコト機宜ニ適スト認メ、佛側ト協議
ノ上本二十七日午後五時(東京時間)東京及「ヴィシー」ニ
於テ豫テ打合濟ノ日佛政府共同「コムミュニケ」ヲ發表ス
ルコトトセリ

(付記)

昭和十五年九月二十七日日本軍佛印領内進駐ニ

關スル日佛兩國政府共同「コムミュニケ」

東亞新秩序建設及支那事變解決ニ資スル目的ヲ以テスル佛
領印度支那ニ關スル基礎的話合ハ去ル八月中東京ニ於テ松
岡外務大臣トアンリー在京佛國大使トノ間ニ友好的精神ヲ
以テ行ハレタリ

日本政府ハ東亞ニ於ケル佛國ノ權利及利益特ニ印度支那ノ
領土保全竝ニ同聯邦ノ全部ニ對スル佛國ノ主權ヲ尊重スル
意嚮ヲ有スル旨ノ保障ヲ佛國政府ニ與ヘ佛國政府ハ日本政
府ニ對シ印度支那ニ於テ帝國陸海軍ノ爲其ノ作戰行動遂行
上必要ナル特殊ノ諸便宜ヲ供與スヘキコトヲ承諾セリ

尙右軍事上ノ便宜供與ニ付具體的決定ヲ行フ爲河内ニ於テ
日佛軍當局間ニ話合行ハレタル處九月二十二日圓滿妥結ニ
到達セリ

1877 昭和15年9月28日 大橋外務次官
在本邦アンリ仏國大使 會談

日本軍によるハイフォン空爆をアンリ大使抗

議について

佛印進駐ノ日本軍ニ關スル昭和十五年九月二十八日

大橋次官「アンリー」大使會談要領

午後四時「アンリー」大使大橋次官ヲ來訪シ海防上陸日本軍ニ關シ左ノ通抗議セリ

日本軍ハ二十六日「ハイホン」港近クノ「ドーソン」ニ上陸シタルガ戦闘行爲無く極メテ圓滑ニ上陸ヲ完了セリ然ルニ數臺ノ日本軍飛行機ハ海防上空ヨリ爆彈ヲ投下シ死者十五名、傷者十八名ヲ出サシメタリ佛印官憲ハ事態ヲ擴大セザラシメンガ爲部下ニ對シ日本機射撃ヲ禁止セリ

本使ハ政府ノ命ニ依リ右飛行機ノ暴擧ニ對シ抗議シ責任者ノ處罰及被害者家族ノ損害賠償ヲ要求ス

尙「ドーソン」上陸ノ日本部隊ハ占領軍ノ行動ヲ執リ佛軍ノ武装解除ヲナセリ斯ノ如キコトガ續クトキハ如何ナル事態ヲ惹起スルヤモ知レザルニ付軍出先ニ對シ注意セラレンコトヲ要求ス

大使館附武官ヨリモ土橋參謀本部第二部長ニ對シ非公式ニ右ノ旨傳ヘタルガ外務省ニ於テモ然ルベク措置セラレ度尙前述ノ飛行機ハ湄洲島飛行隊ノモノラシク此ノ飛行隊ハ以前ニモ佛國飛行機ヲ撃チ墜シタルコトアリ

1878

昭和15年9月30日

在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛(電報)

不幸にして軍事衝突の発生を見たが今後は友好的に協調したいとの希望をドクー総督が西原少将らに表明について

ハノイ 9月30日夜発

本省 9月30日夜着

第二二七號

三十日朝西原、鈴木兩少將ト共ニ單ニ挨拶ノ目的ヲ以テ總督ヲ往訪シタル處同總督ハ「ランソン」ニ於テ不幸ナル事件ノ發生ヲ見タルモ今後ハ友好的ニ協調シタク協定ノ内容ヲ其ノ儘實行シタシト述ヘタルカ右ハ駐屯軍ノ壓力ヲ以テ新ナル要求ヲ爲スヲ前以テ封セントノ伏線ナルヤニ見受ラレタリ(因ミニ中央ヨリ西原機關ニ對シ西村部隊(少クトモ其ノ一部)ノ河内駐屯申入レ方訓令アリタリ)

尙鈴木少將ハ鎮撫ノ爲本日午後「ランソン」ノ中村部隊本部ニ明朝「ドウソン」西村部隊司令部ニ赴ク筈ナリ

1879

昭和15年10月7日
在ハノイ鈴木總領事より
松岡外務大臣宛

仏印軍事協定の締結経緯につき気付きの諸点報告

公機密第一八〇號
(10月22日接受)

昭和十五年十月七日

在河内帝國總領事 鈴木 六郎

外務大臣 松岡 洋右殿

(部外極秘)

日佛印軍事協定締結経緯ニ關スル件

日佛印軍事協定ハ約三ヶ月ニ亘ル交渉ノ結果漸ク九月二十
二日成立シ翌二十三日ヨリ其ノ實行ニ着手セリ尤モ「ラン
ソン」方面ニ於テハ一時日、佛印軍間ニ衝突ヲ惹起シタル
モ「ハイホン」方面ニテハ二十六日先方ノ抵抗ナカリシヲ
以テ概シテ平穩裡ニ進駐ヲ見タルハ日佛兩國ニトリ先ヅ欣
幸トスベキ所ナルベシト雖モ該協定締結ニ至ル迄ノ経緯ヲ
見ルニ我方ノ取リタル態度ニ付聊カ遺憾ノ點ナキヤ疑ハザ
ルヲ得ズ茲ニ潛越^(機)ナガラ心付キタル諸點ヲ御參考迄ニ具申
セントス

一、我方トシテ果シテ一致團結シテ交渉ニ當リタルヤ？

(イ)西原機關ガ中央ノ命令ニ服シ忠實ニ訓令ヲ奉ジタルコ

トハ彼我均シク認ムルトコロニシテ又小官ニ對シ最上

策ハ平和的進駐ニ在リト繰返シタルコトニテモ明カナ

ルガ中央ノ趣旨ガ廣東軍ニ徹底セリト云ヒ得ベキヤ否

寧口同軍ノ一部ニテハ此ノ絶好ノ機會ニ佛印攻略ヲ斷

行スベシト企圖シ居ラザリシヤ小官ノ推察ニ依レバ右

企圖ノ存在ハ疑フ余地ナク茲ニ西原機關ト廣東軍トノ

間ニ根本的ノ意見ノ對立アリ佛印當局ヲシテ我方ノ友

好的進駐ノ誠意ヲ疑ハシメタリ

(ロ)右ノ如キ西原機關ト廣東軍トノ間ニ主義上ノ差異アリ

タルノミナラズ西原機關内ニ於テモ意思ノ疎通ヲ欲ク

嫌ヒナカリシヤ即チ「テイエポー」少佐ガ連絡將校ト

シテ活躍當時西原少將方同少佐ヲ通ジ連絡ヲ取り交渉

スルコトハ當然ノコトナルモ同少佐ノミヲ利用シタル

結果事務總長格タル小池大佐スラモ聞知セザルコト

屢々アリ又海軍側ニテハ事后ノ通知ヲ受クルニ過ギザ

リシ場合モアリ從ツテ海軍側ニテハ委員長ノ態度ニ相

當不平アリタリ況ンヤ當總領事館ニ對シテハ當方ヨリ

進ンデ質ネザル限り交渉経緯ヲ洩シ呉レルコトナキ有

様ナリキ

(ハ)聞ク所ニ依レバ西原少將七月末一時上京ノ折中央ニ於テ西原機關ノ名ニ於テ意見ヲ具申シタル電報中同少將ガ毫モ關知セザルモノヲ發見シタル趣ナルガ此ノ如キハ西原機關内部ノ不統一ト言フニ止ラズ全ク言語同斷^(通)ノ行爲ナリト言フベシ此ノ如クンバ名儀ハ軍事協定ナルモ本質ハ南方進出ノ帝國ノ重大國策タル佛印問題ヲ有利ニ解決スルコトヲ得ベキヤ

二、我方交渉方法ハ機宜ヲ得タルモノナリシヤ?

(イ)東京ニ於テ貴大臣ト「アンリー」トノ間ニ原則協定調印後直ニ八月三十一日迄ニ現地協定ヲ成立セシムベシトノ御訓令アリタル處西原少將モ夫レハ無理ナリト小官ニ洩シタル通り當地佛印軍司令官ニ於テハ我方ガ繰返シ主張スルガ如ク佛印側トシテハ強チ遷延策ニハ非ザルモノノ如ク「アンリー」大使又ハ佛本國政府トノ間ノ聯絡惡シキ爲八月三十一日ノ調印ヲ拒ミタルモノナリト推察セラル即チ前記御訓令ハ當地ノ事情ヲ篤ト考慮ニ入レズシテ爲サレタルモノナラザルヤト想像セラル

(ロ)又現地ニ於ケル交渉ニ際シテモ一旦提出セル案文ヲ日

ナラズシテ訂正要求スル等殊ニ九月四日成立セル協定ヲ殆ド無視セルガ如キ新提案ヲ富永少將再度ノ來佛印ト共ニ提出スルガ如キハ先方ヲシテ帝國ガ膽^(膽カ)ヲ得テ蜀ヲ望ミツツアルノ感ヲ抱カシメタリ寧口最初ヨリ堂々

ト主張スル所ヲ定メ之ガ貫徹ニ邁進スルニ如カズ

要スルニ今回ノ交渉ニテハ中央ト現地トノ間ニ意思疎通ヲ欲キタル嫌ナキカ勿論中央トシテハ此ノ點ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレタルモノナルベキモ現地ニテ得タル印象ニ依レバ斯ク思ハザルヲ得ザル次第ナリ

三、中央ノ精神ガ協定成立后ノ平和的進駐ニ在ルコトハ想像ニ難カラザルモ前述ノ如ク廣東軍ノ一部ニ在リテハブチコハシ政策ヲ取り居ルガ如キ形勢懸然タルモノアリ蓋シ九月二十二日協定成立後ノ「ランソン」事件ノ如キハ最前線ニ命令ガ届カズシテ惹起セルモノトモ考ヘラルルモ監視團有力者ノ言ニ依ルモ空陸兩軍呼應シテ進駐ヲ開始シタルモノニシテ全ク計画的ノモノナリトノコトナレバナリ西原機關ノ苦心モ茲ニ存スルモノト見受ケラレタリ四、右ニ對シ佛印當局トシテハ或ハ八月三十一日迄ノ調印ニ

關スル我方要求ヲ佛本國政府ヨリ現地交渉ニ關スル訓令未着ヲ理由トシ或ハ九月四日成立セル協定ノ細目協定ヲ六日ノ我軍ノ越境事件ヲ理由トシ拒絕シタルガ如キハ或ハ遷延策トモ看取セラルルモ我方ガ事毎ニ責任ヲ先方ニ歸スルコトハ如何カト思ハルル筋アリ此ノ事情ヲ幾分ナリトモ明カニスル爲先方ノ云ヒ分ナルモノヲ檢討スルニ左ノ如シ

(イ)前述ノ如ク我方ガ足並揃ハザルノミナラズ佛側ガ讓レバ讓ル程我方ヨリ新要求提出セラレ停止スル所ヲ知ラザル有様ナレバ(尠クトモ先方ハ斯ク思惟シ居レリ)受諾ノ途ナシト云フニ在リ

(ロ)又廣東軍ノブチコハシ政策ヲ信ジ居ル先方トシテハ何ノ途我方ヨリ攻撃スルニ於テハ名譽ノ爲一戰ヲ辭セズトノ硬論ヲ主張スルモノモアリタリ尤モ窮局ニ於テ佛印軍ガ我軍ニ敵對シ來ルトハ想像シ得ザルモ多少ノ小競合ハアルヤモ知レズトノ感想ヲ抱カシメタリ

元來佛印當局トシテハ將來永久ニ佛印ヲ保持シ得ベキヤニ付頗ル疑問ヲ抱キ居ルモノノ如シ即チ佛印ハ今次大戦ノ結果結局佛本國ノ支配ヨリ離ルルニ至ルベシト

觀測シ居レリ

右見地ヨリ佛印ガ日本ノ要求ニ抵抗シテ一戦スルモ敗退スルノミニテ何等ノ意義ナク從ツテ帝國ガ妥當ナル要求ヲ爲スニ於テハ之ヲ受諾スルニ吝カナラズトノ意見ヲ有スル者アリ

(ハ)尙具体的問題トシテ交通機關ノ不備、軍隊宿營設備ノ不完全ナル佛印ニ急速ニ日本軍隊ヲ入ルルコトハ事實上不可能ニシテ日本ハ事毎ニ佛印ガ遷延策ヲ取リツツアリトスルハ當ラズト佛印側ガ洩シタルコトアリ

五、由是觀之我方ニシテ此ノ際明瞭ニナシ置クベカリシ點又將來モ必要ノ點ハ左ノ如シト愚考ス

(イ)中央ガ飽迄平和進駐ニテ進ムベキヤ又ハ場合ニ依リテハ武力行使ヲモ辭セザルヤノ點ヲ確定シ之ヲ交渉機關ニ撤底セシムルコト

蓋シ九月四日ノ協定ハ調印セラレタリト雖モ我方ノ要求ニ當籤ルモノニ非ズ中央ノ腹ガ明瞭ニ現地ニ分ラザリシ關係上我方トシテハ居留民引揚ノ準備ヲ爲シタルモ佛印ハ之ヲ單ナル「ヂエステュア」ト解シ我方希望通り讓步セザリシ事情アレバナリ

(ロ)今回ノ協定ハ名儀ハ軍事協定ナルモ前述ノ通り實ハ南方進出上ノ重要國策ナルヲ以テ中央ニ於テハ勿論ノコト現地ニ於テモ軍ニ於テ外交官ト協議ノ上交渉スベキモノトス然ルニ西原機關ガ獨リ大袈裟ニ言ヘバ中央ト廣東軍トニ板挾ミサレ乍ラ交渉シタルモノニシテ斯クテハ先方ニ我方ノ内兜ヲ見透カサルル虞アリ須ラク帝國ハ軍ノミノ要求ニ依リ行動スルモノニアラズ國家一丸トナリテ邁進スルモノナリトノ印象ヲ與ヘザルベカラズ

六、以上ハ今次二十二日ノ協定成立經緯ニ關スル感想ナルガ將來之ガ協定實現ニ際シテモ必ズシモ樂觀ヲ許サザル點アリ蓋シ鈴木少將ガ十月二日聯絡ノ爲「ドーソン」ニ西村部隊ヲ往訪セル際ハ圓滿ナル了解ヲ得西村部隊ニテハ捕虜トセル佛土官七八名ヲ釋放シ武裝解除ヲ行ヘル砲壘等ヲ返還スルコトトナレルガ是ヨリ先キ一日ノ鈴木少將ト中村部隊長トノ會見ハ斯ク圓滿ナラザリシガ如ク或ハ中村部隊撤收ニ際シ何等カ紛争ノ如キモノヲ見ルヤモ知レズ茲ニ一抹ノ不安アレバナリ尤モ同少將ハ紛争ヲ繰返スガ如キコトハナカルベシト明言シ居ルモ早キニ及ンデ

用意ノ程肝要ナルハ勿論ナリ
就テハ前記云、ノ通り中央ノ腹ヲ決定シ出先軍憲ノ間ニ分
裂ヲ來サザル様御配慮ノ程望マシキ次第ナリ
七、以上佛印側ノ云ヒ分ヲ述ベ聊カ先方ノ提燈持ノ感ナキニ
非ズ且我方ニ對シ非難ヲ加フルノ嫌ナキニ非ザルモ敵ヲ
圖ルニハ先ヅ自ラヲ知ルノ方寸ニ出デタルモノナルヲ以
テ小官ノ微意ノ存スル所ヲ御諒察下サレ度茲ニ卑見申進
ズ

